

半 期 報 告 書

(第33期中) 自 平成19年 3 月 1 日
至 平成19年 8 月 31 日

株式会社ローソン

431375

目次

第33期中 半期報告書		頁
【表紙】		
第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【事業の内容】	3
3	【関係会社の状況】	3
4	【従業員の状況】	3
第2	【事業の状況】	4
1	【業績等の概要】	4
2	【販売実績】	7
3	【対処すべき課題】	11
4	【経営上の重要な契約等】	11
5	【研究開発活動】	11
第3	【設備の状況】	12
1	【主要な設備の状況】	12
2	【設備の新設、除却等の計画】	20
第4	【提出会社の状況】	22
1	【株式等の状況】	22
2	【株価の推移】	40
3	【役員の状況】	40
第5	【経理の状況】	41
1	【中間連結財務諸表等】	42
2	【中間財務諸表等】	74
第6	【提出会社の参考情報】	93
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	93
中間監査報告書		
前中間連結会計期間		
当中間連結会計期間		
前中間会計期間		
当中間会計期間		

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月19日
【中間会計期間】	第33期中（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）
【会社名】	株式会社ローソン
【英訳名】	LAWSON, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新浪 剛
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎1丁目11番2号
【電話番号】	03(5435)1880
【事務連絡者氏名】	財務経理ステーションシニアリーダー 高西 朋貴
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎1丁目11番2号
【電話番号】	03(5435)1880
【事務連絡者氏名】	財務経理ステーションシニアリーダー 高西 朋貴
【縦覧に供する場所】	株式会社ローソン 東京本社 （東京都品川区大崎1丁目11番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期中	第32期中	第33期中	第31期	第32期
決算期間	自 平成17年 3月1日 至 平成17年 8月31日	自 平成18年 3月1日 至 平成18年 8月31日	自 平成19年 3月1日 至 平成19年 8月31日	自 平成17年 3月1日 至 平成18年 2月28日	自 平成18年 3月1日 至 平成19年 2月28日
チェーン全店売上高 (百万円)	701,168	706,291	721,953	1,361,731	1,386,630
営業総収入 (百万円)	136,828	143,356	153,392	268,058	283,053
経常利益 (百万円)	25,038	24,348	25,514	43,940	44,646
中間(当期)純利益 (百万円)	12,881	11,917	12,316	22,025	20,983
純資産額 (百万円)	170,275	195,597	205,341	175,184	199,493
総資産額 (百万円)	394,676	420,354	422,496	375,106	398,258
1株当たり純資産額 (円)	1,666.47	1,833.81	1,935.80	1,712.68	1,868.91
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	126.07	114.72	117.94	215.50	201.50
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	114.71	117.90	215.46	201.40
自己資本比率 (%)	43.1	45.5	47.8	46.7	49.0
営業活動によるキャ ッシュ・フロー (百万円)	54,972	56,325	44,442	46,932	47,596
投資活動によるキャ ッシュ・フロー (百万円)	△21,385	△17,014	△13,712	△55,282	△31,754
財務活動によるキャ ッシュ・フロー (百万円)	△3,577	4,422	△5,202	△7,794	△736
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高 (百万円)	106,593	104,173	101,075	60,440	75,547
従業員数 (ほか、平均臨時雇 用者数) (人)	3,531 (3,882)	3,541 (3,957)	3,736 (4,488)	3,585 (3,730)	3,614 (4,128)

(注) 1 チェーン全店売上高、営業総収入には、消費税等は含まれておりません。

2 第31期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載しておりません。

3 第32期中より平均臨時雇用者数には派遣社員の人数を含めております。

4 第32期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第31期中	第32期中	第33期中	第31期	第32期
決算期間	自 平成17年 3月1日 至 平成17年 8月31日	自 平成18年 3月1日 至 平成18年 8月31日	自 平成19年 3月1日 至 平成19年 8月31日	自 平成17年 3月1日 至 平成18年 2月28日	自 平成18年 3月1日 至 平成19年 2月28日
チェーン全店売上高 (百万円)	701,000	702,869	715,814	1,360,495	1,377,842
営業総収入 (百万円)	127,429	130,372	137,961	248,041	256,023
経常利益 (百万円)	24,564	23,957	24,891	43,639	44,526
中間(当期)純利益 (百万円)	12,949	12,140	10,853	22,707	21,733
資本金 (百万円)	58,506	58,506	58,506	58,506	58,506
発行済株式総数 (千株)	104,600	104,600	104,600	104,600	104,600
純資産額 (百万円)	174,026	195,966	205,799	179,505	200,257
総資産額 (百万円)	384,392	411,721	412,770	368,276	389,109
1株当たり純資産額 (円)	1,703.18	1,877.33	1,969.74	1,754.94	1,917.18
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	126.73	116.86	103.94	222.18	208.70
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	116.85	103.90	222.14	208.60
1株当たり配当額 (円)	45.0	50.0	55.0	90.0	100.0
自己資本比率 (%)	45.3	47.6	49.8	48.7	51.4
従業員数 (ほか、平均臨時雇 用者数) (人)	3,140 (3,375)	3,083 (3,435)	3,251 (3,832)	3,120 (3,363)	3,131 (3,596)

(注) 1 チェーン全店売上高、営業総収入には、消費税等は含まれておりません。

2 第31期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載しておりません。

3 第32期中より、平均臨時雇用者数には派遣社員を含めております。

4 第32期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお主要な関係会社の異動については「3 関係会社の状況」に記載の通りであります。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、次の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 株式会社九九プラス	東京都 小平市	4,672	コンビニエンス ストア事業	20.7	当社と共同仕入・共同開発等に関する提携を行っております。 役員の兼任…有

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券報告書提出会社であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成19年8月31日現在)

事業部門の名称	従業員数 (名)	
コンビニエンスストア事業	3,438	(4,388)
チケット販売事業	162	(27)
電子商取引事業	30	(4)
金融サービス関連事業	19	(1)
コンサルティング事業	87	(68)
合計	3,736	(4,488)

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー及び派遣社員については当中間連結会計期間の平均人員数（但し、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成19年8月31日現在)

従業員数 (名)	3,251 (3,832)
----------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー及び派遣社員については当中間会計期間の平均人員数（但し、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業の設備投資が停滞し、平成19年4 - 6月のGDPが実質・名目ともマイナスとなり、景気回復は足踏みしている状態にあります。また、地域ごとに経済動向は異なり、全国一律の指標では計れない状況が依然として続いています。小売業界においては、大手GMS（総合スーパーマーケット）や大手百貨店の資本・業務提携が行われるなど、再編の動きが見られます。

CVS（コンビニエンスストア）業界については、大手CVSチェーンによる出店競争は継続し、さらにスーパーマーケット、外食などの営業時間延長により競争環境はさらに厳しいものとなりました。

その中で当社グループは、次の経営施策を実行いたしました。

- ①「商品開発力の向上」「店舗運営力の強化」「店舗開発力の充実」の3つの要素を柱とした質の高いお店作りに注力し、「3つの徹底」すなわち、「マチ（地域）のお客さまに喜んでいただける品揃え」「お店とマチをきれいにする」「心のこもった接客」の推進によるCS（お客さま満足）の向上を目指しました。
- ②客層や地域ニーズに合った3つのフォーマット（「ローソン」「ナチュラルローソン」「ローソンストア100」）により出店しました。また、「ローソン」の改装フォーマットとして「ローソンプラス」を展開しました。
- ③「春のネバネバ王国」「夏に向って！ネバネバ王国」といった健康志向のキャンペーンや「ミッフィーグッズプレゼントキャンペーン」などの販売促進活動を行い、客層の拡大による客数の増加を目指しました。

以上の施策の結果、当中間連結会計期間の業績につきましては、チェーン全店売上高は7,219億5千3百万円（前年同期比2.2%増）となり、加盟店からの収入の増加などによって営業総収入は1,533億9千2百万円（同7.0%増）、営業利益は255億2千1百万円（同5.5%増）、経常利益は255億1千4百万円（同4.8%増）、中間純利益は123億1千6百万円（同3.3%増）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

（コンビニエンスストア事業）

当事業では、以下の「3つの要素」に注力することにより、CS（お客さま満足）の向上に努めてまいりました。

- ①「商品開発力の向上」
お客さまに「安全・安心・健康・おいしい」商品を提供するために、商品開発力の向上を目指しました。
- ②「店舗運営力の強化」
「3つの徹底」すなわち、「マチ（地域）のお客さまに喜んでいただける品揃え」「お店とマチをきれいにする」「心のこもった接客」により、個店商圈に合ったお店作りに邁進しました。
- ③「店舗開発力の充実」
お客さまにとって便利な立地を追及し、高いROI（投資収益性）が期待できる立地へ出店しました。

商品戦略につきましては、客層拡大を目指し中高齢者と女性に向けた商品開発を推進しました。特に、健康志向の商品開発を強化し、「ネバネバ食材（オクラ・なめこ・めかぶ・山芋・わかめ・茎わかめ・赤かえでのり）」を使用した商品を「ネバネバメニュー」として発売しました。また、20代～30代男性のお客さまに向けて、「牛カルビ焼肉重」「新潟コシヒカリおにぎり大きな焼さけハラミ」「デラックス冷し中華」などボリュームにこだわった商品を展開しました。

こうした取り組みをお客さまにお知らせするため、販売促進活動を積極的に行いました。平成19年6月には期間限定商品やその場で商品（無料券）が当たるスピードくじを柱とした「とくうまっ！フェア」を展開、7月から8月にかけて、対象商品を購入しポイントシールを集めるとボウルやマグカップが貰えるという「ミッフィーグッズプレゼントキャンペーン」を実施しました。

店舗運営につきましては、販売機会ロス（お客さまが必要とする商品が売場で品切れしていること）と、商品廃棄ロス（商品がお客さまにお買上いただけず余ってしまうこと）の二つのロスを低減させるため、個店主義に基づく「マチ（地域）」のお客さまに合った品揃えを推進してまいりました。これに合わせ、個店カルテ（個店マーケティング分析と個店経営分析から構成された経営判断資料）の更なる進化と活用促進を図りました。すなわち、個店のお客様のニーズに合った商品構成の仮説を立て、その結果を検証することによりFC（フランチャイズ）加盟店における発注精度の向上を目指しました。さらに、これらの店舗運営プロセスの根幹である、スーパーバイザー（店舗指導員）の経営支援活動の更なる充実を図りました。また、ミステリーショッパー制度（覆面調査員がお客さまの視点で各店舗を客観的かつ定量的に評価する制度）が奏功して、FC加盟店オーナーの店舗改善意識が高まり、店舗運営力の強化につながりました。

当中間連結会計期間の出店につきましては、関東、近畿、中部などの大都市圏を中心に、当社グループ独自の出店基準の徹底により、高収益の見込める店舗開発に努めてまいりました。また、優良FC加盟店オーナーの募集に努める

とともに、運営部門と開発部門の連携や出店候補地域の有力企業との取り組み強化などにより優良物件情報の収集にも力を入れてまいりました。

フォーマット戦略につきましては、「ローソン」「ナチュラルローソン」「ローソンストア100」という3つのフォーマットの特徴を最大限に活用し、そのマチ（地域）のお客様のニーズに合った最適なフォーマットによる出店を推進しました。また、「ローソン」の改装フォーマットである「ローソンプラス」の展開を推進しました。

これらの施策の結果、当中間連結会計期間は新規出店数が262店舗（うち、「ナチュラルローソン」は17店舗、「ローソンストア100」は1店舗）、立地移転を含む閉鎖店舗数が223店舗、当中間連結会計期間末における店舗数は8,603店舗（うち、「ナチュラルローソン」は103店舗、「ローソンストア100」は69店舗）となり、前連結会計年度末に比べ39店舗の増加となりました。

また、中華人民共和国上海市でチェーン展開しております持分法適用関連会社の上海華聯羅森有限公司の店舗数は12店舗減少し、279店舗となりました。

従って、総店舗数は8,882店舗（国内8,603店舗、海外279店舗）となりました。

サービス面につきましては、当中間連結会計期間における公共料金などの収納代行の取扱件数が7,500万件を超え、取扱金額も7,313億円となりました。また、ATM（現金自動預入払機）の設置を32都道府県で展開しています。「ローソンプラス」と「マイローソンポイント」につきましては当中間連結会計期間の積極的な会員獲得施策により、2種類合わせたカード会員数は約506万人となり、着実にお客さまのご支持をいただいております。

なお、平成19年3月には主要な電子決済を一台で対応できるマルチ端末を全店に設置完了し、平成18年4月より取り扱いしている「iD™」に加え、平成19年7月より「QUICPay™」、8月より順次「Edy」の取り扱いを開始しており、お客さまの利便性向上を図っております。

CSR（企業の社会的責任）活動につきましては、社長直属のCSR専門部署であるCSR推進ステーションを中心に、FC加盟店オーナーや従業員が一体となった環境保全・社会貢献活動を継続しました。今年で16年目となるローソン「緑の募金」活動につきましては、従来の森林整備に加え、お客さまに身近な場所での取り組みとして小学校や養護学校での植樹活動をスタートし、その数は平成19年8月まで55校となりました。台風や地震等の災害発生時には、救援物資による支援や救援募金活動を行っておりますが、新潟県中越沖地震の際には、おにぎりや水等の救援物資を現地対策本部にお送りした他、募金活動を全国の店舗で行い、本部からの寄付金と併せた義援金約3千6百万円を新潟県にお届けしました。その結果、平成4年から当中間連結会計期間末までの「緑の募金」と「災害義援金募金」の総額は、約32億2千万円に達しました。廃棄物削減への取り組みでは、廃油のリサイクルと併せ、食品廃棄物の肥・飼料化の推進と生ごみ処理機による減量化により、8月時点での食品リサイクル率が全店舗平均で約24%となりました。さらにレジ袋や割り箸の削減に向けて常に自分のバッグや箸を持ち歩く「ケータイ運動」を始め、ケータイバッグ「コンビニecoバッグ」については無料で配布を行い、8月末時点で約22万4千枚をお渡ししました。また、ケータイお箸「みどりのかけ箸」についても、ポイント交換や販売、社員への配布と併せ、この取り組みに賛同された企業さまのご協力により、その数は約1万膳となりました。これからも、お客さまと一緒に、環境保全・社会貢献活動を推進してまいります。

※「iD」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの商標です。

※「Edy」は、ビットワレット株式会社が管理するプリペイド型電子マネーサービスのブランドです。

当中間連結会計期間より、シングルプライス・ストア「SHOP99」の直営店及びフランチャイズチェーン展開を行っている株式会社九九プラスが当社グループに加わりました。両者の提携により、生鮮CVS店舗等で培った互いのノウハウ・強みを相互補完し、適量小分け商品の品質を高めることなどにより、個店ベースの売上・収益の一層の拡大が実現できると確信しております。

また、株式会社ナチュラルローソンにつきましては更なる成長を目指し、ローソン本体に吸収し業務の効率化を図ることといたしました。

これらの結果、コンビニエンスストア事業の営業総収入は1,444億8千3百万円（前年同期比7.1%増）となりました。

（その他の事業）

当社グループには、CVS事業以外にチケット販売事業、電子商取引事業、金融サービス関連事業、コンサルティング事業、外食事業があります。

チケット販売事業を営む株式会社ローソンチケットは、主力のコンサートチケット販売及び演劇やスポーツ関連のチケット販売については、前年同期とほぼ同様の数値で推移しました。

金融サービス関連事業を営む株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスは、ローソン店舗などへのATM設置台数及び取扱件数が伸長したことにより、業績は好調に推移しました。平成19年8月末におけるATMの全国設置台数

は5,194台となりました。

これらの結果、その他の事業の営業総収入は113億6千3百万円（前年同期比13.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比べ255億2千8百万円増加し、1,010億7千5百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払額が減少したものの、当中間連結会計期間末において、収納代行預り金が減少したことなどにより、前中間連結会計期間と比べ118億8千2百万円収入が減少し、444億4千2百万円の収入となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社の株式取得を行ったものの、有価証券の取得が減少したことなどにより、前中間連結会計期間と比べ33億2百万円支出が減少し、137億1千2百万円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式売却の収入があったことなどにより、前中間連結会計期間には44億2千2百万円の収入でしたが、当中間連結会計期間においては配当金支払額が増加したことなどにより52億2百万円の支出となりました。

2【販売実績】

当社グループは、コンビニエンスストア事業を主な事業内容とし、関連するチケット販売事業、電子商取引事業、金融サービス関連事業、コンサルティング事業、外食事業を営んでおります。

下記販売の実績は、コンビニエンスストア事業に係るものであります。

a 地域別売上状況（直営店）

地域別	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		備考
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	
北海道	1,185	3.2	1,197	2.8	札幌北10条店他15店
青森県	97	0.3	94	0.2	青森青葉店
岩手県	241	0.6	166	0.4	盛岡下太田店他1店
宮城県	302	0.8	183	0.4	仙台長町南店他2店
秋田県	245	0.7	150	0.3	秋田八橋大畑店他1店
山形県	192	0.5	167	0.4	山形警察署前他1店
福島県	130	0.3	65	0.2	福島五老内町店
茨城県	312	0.8	243	0.6	水戸泉町三丁目店他1店
栃木県	268	0.7	220	0.5	宇都宮東宿郷四丁目店他1店
群馬県	249	0.7	159	0.4	高崎上中居店他2店
埼玉県	809	2.2	1,007	2.4	与野下落合店他12店
千葉県	1,185	3.2	1,684	3.9	西千葉店他17店
東京都	14,102	37.8	17,396	40.5	大井店他182店
神奈川県	3,041	8.2	3,835	8.9	横浜市民病院前店他40店
新潟県	174	0.5	160	0.4	新潟駅南店他1店
富山県	97	0.3	92	0.2	富山布瀬店
石川県	76	0.2	120	0.3	金沢本多町三丁目店
福井県	109	0.3	119	0.3	福井サンニの宮通店
山梨県	80	0.2	75	0.2	甲府上阿原店
長野県	236	0.6	214	0.5	長野善光寺下店他1店
岐阜県	85	0.2	267	0.6	柳ヶ瀬店他3店
静岡県	169	0.5	181	0.4	静岡南安倍店他1店
愛知県	1,805	4.8	1,578	3.7	豊国通店他18店
三重県	736	2.0	715	1.7	鈴鹿南玉垣店他6店
滋賀県	337	0.9	392	0.9	大萱一丁目店他3店
京都府	866	2.3	1,477	3.4	京都駅前店他13店
大阪府	4,413	11.8	4,555	10.6	西中島南方店他38店
兵庫県	1,485	4.0	1,984	4.6	加納町一丁目店他16店

地域別	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		備考
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	
奈良県	85	0.2	84	0.2	新大宮駅前店
和歌山県	157	0.4	175	0.4	J R和歌山駅前店他1店
鳥取県	152	0.4	156	0.4	鳥取秋里店
島根県	341	0.9	358	0.8	松江西津田一丁目店他3店
岡山県	262	0.7	292	0.7	岡山厚生町一丁目店他2店
広島県	340	0.9	421	1.0	広島寺町店他3店
山口県	163	0.4	72	0.2	山口葵一丁目店
徳島県	133	0.4	129	0.3	徳島中吉野町店
香川県	167	0.4	283	0.7	坂出昭和町店他3店
愛媛県	107	0.3	325	0.8	松山東石井六丁目店他4店
高知県	89	0.2	97	0.2	高知南川添店
福岡県	1,199	3.2	1,020	2.4	山王店他9店
佐賀県	197	0.5	242	0.6	佐賀片田江店他1店
長崎県	178	0.5	119	0.3	大村古賀島町店他1店
熊本県	65	0.2	59	0.1	熊本健軍本町店
大分県	246	0.7	131	0.3	大分米良バイパス店
宮崎県	136	0.4	157	0.4	宮崎永楽町店他1店
鹿児島県	100	0.3	101	0.2	鹿児島東谷山三丁目店
沖縄県	135	0.4	128	0.3	浦添内間四丁目店
合計	37,301	100.0	42,865	100.0	

(注) 1 各地域における期中の店舗数の異動については「第3 設備の状況」の「1 主要な設備の状況」を参照下さい。

2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b 地域別売上状況（加盟店）

地域別	前中間連結会計期間 (自 平成18年 3月 1日 至 平成18年 8月 31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月 31日)	
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	売上高 (百万円)	構成比率 (%)
北海道	33,739	5.1	33,570	4.9
青森県	12,354	1.8	12,560	1.8
岩手県	12,862	1.9	12,638	1.9
宮城県	11,696	1.7	11,500	1.7
秋田県	11,232	1.7	11,267	1.7
山形県	3,894	0.6	4,017	0.6
福島県	6,945	1.0	7,159	1.1
茨城県	8,149	1.2	8,202	1.2
栃木県	8,353	1.2	8,538	1.3
群馬県	5,047	0.8	5,315	0.8
埼玉県	25,988	3.9	26,655	3.9
千葉県	24,007	3.6	23,930	3.5
東京都	68,725	10.3	70,054	10.3
神奈川県	41,170	6.2	41,746	6.1
新潟県	7,644	1.1	7,491	1.1
富山県	8,090	1.2	8,123	1.2
石川県	5,790	0.9	6,030	0.9
福井県	6,989	1.0	7,388	1.1
山梨県	4,973	0.7	4,940	0.7
長野県	9,890	1.5	9,997	1.5
岐阜県	7,661	1.1	8,122	1.2
静岡県	12,160	1.8	12,260	1.8
愛知県	26,772	4.0	27,414	4.0
三重県	6,370	1.0	6,740	1.0
滋賀県	9,490	1.4	10,162	1.5
京都府	15,844	2.4	16,478	2.4
大阪府	66,290	9.9	66,582	9.8
兵庫県	39,351	5.9	39,774	5.9
奈良県	7,069	1.1	7,173	1.1
和歌山県	9,124	1.4	9,287	1.4
鳥取県	7,619	1.1	7,891	1.2

地域別	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	売上高 (百万円)	構成比率 (%)
島根県	6,021	0.9	6,686	1.0
岡山県	8,889	1.3	9,275	1.4
広島県	10,095	1.5	10,522	1.5
山口県	8,504	1.3	8,634	1.3
徳島県	8,438	1.3	8,383	1.2
香川県	7,607	1.1	7,557	1.1
愛媛県	12,363	1.8	12,208	1.8
高知県	4,767	0.7	4,809	0.7
福岡県	26,007	3.9	27,119	4.0
佐賀県	4,412	0.7	4,363	0.6
長崎県	6,008	0.9	6,027	0.9
熊本県	6,372	1.0	6,367	0.9
大分県	10,012	1.5	10,210	1.5
宮崎県	5,889	0.9	5,767	0.8
鹿児島県	8,297	1.2	7,951	1.2
沖縄県	10,002	1.5	10,188	1.5
合計	668,990	100.0	679,088	100.0

(注) 1 各地域における期中の店舗数の異動については「第3 設備の状況」の「1 主要な設備の状況」を参照下さい。

2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

c 商品別売上状況 (直営店)

商品別	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	売上高 (百万円)	構成比率 (%)
加工食品	17,395	46.6	20,061	46.8
ファストフード	9,668	25.9	10,771	25.1
日配食品	5,055	13.6	6,334	14.8
非食品	5,183	13.9	5,699	13.3
合計	37,301	100.0	42,865	100.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

d 商品別売上状況（加盟店）

商品別	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	
	売上高（百万円）	構成比率（%）	売上高（百万円）	構成比率（%）
加工食品	341,285	51.0	350,104	51.6
ファストフード	155,938	23.3	156,905	23.1
日配食品	76,897	11.5	78,944	11.6
非食品	94,870	14.2	93,135	13.7
合計	668,990	100.0	679,088	100.0

（注） 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業部門の名称：コンビニエンスストア事業

当中間連結会計期間中に増加またはタイプ変更（直営店より加盟店への変更、加盟店より直営店への変更）した店舗は次のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）				合計
			建物及び構築物	工具器具備品	土地		
					面積（千㎡）	金額	
直営店							
増加 札幌ステーションタワー店 1店	札幌市 北区他	店舗	24	2	—	—	26
加盟店からの変更 札幌屯田5条店 1店			0	0	—	—	1
加盟店への変更 すすきの店 他1店			△42	△6	—	—	△48
加盟店への変更 名川斗賀店 1店	青森県 三戸郡	〃	△3	△1	—	—	△4
増加 宮城県庁店 1店	仙台市 青葉区	〃	12	0	—	—	13
加盟店からの変更 横手旭川一丁目店 1店	秋田県 横手市	〃	1	3	—	—	4
加盟店への変更店 つくば妻木店 他1店	茨城県 つくば市 他	〃	△41	△6	—	—	△47
加盟店への変更 宇都宮柳田町店 1店	栃木県 宇都宮市	〃	△11	△1	—	—	△13
加盟店からの変更 高崎倉賀野薬師前 1店	群馬県 高崎市	〃	11	0	—	—	11
加盟店からの変更 和光本町通 他2店	埼玉県 和光市他	〃	8	1	—	—	9
加盟店への変更 浦和 他3店			△52	△9	—	—	△61
増加 N L プラナ東京ベイ店 1店	千葉県 浦安市他	〃	22	3	—	—	25
加盟店からの変更 市川原木二丁目店 他2店			13	2	—	—	15
加盟店への変更 稲毛作草部 1店			△2	△0	—	—	△2
増加 丸の内国際ビル店 他16店	東京都 千代田区 他	〃	351	66	0	41	458
加盟店からの変更 西蒲田七丁目店 他4店			23	8	—	—	31
加盟店への変更 N L 勝どき三丁目店 他6店			△97	△27	—	—	△125

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）					
			建物及び構築物	工具器具備品	土地		合計	
					面積（千㎡）	金額		
増加 HAPPYLAWSON山下公園店	他1店	横浜市 中区他	店舗	70	11	—	—	81
加盟店からの変更 横浜市綱島西一丁目店	他2店			34	3	—	—	38
加盟店への変更 川崎堀之内店	他3店			△35	△6	—	—	△42
加盟店への変更 長岡表町店	1店	新潟県 長岡市	”	△3	△3	—	—	△6
加盟店からの変更 高山大新町店	1店	岐阜県 高山市	”	16	2	—	—	19
増加 MIDLAND STATION店	1店	名古屋市 中村区他	”	39	7	—	—	47
加盟店からの変更 錦伝馬町店	他1店			21	7	—	—	28
加盟店への変更 寿町店	他2店			△65	△6	—	—	△71
加盟店への変更 津駅前店	他2店	三重県 津市他	”	△79	△7	—	—	△86
加盟店からの変更 近江八幡多賀店	1店	滋賀県 近江八幡 市他	”	5	0	—	—	6
加盟店への変更 水口林口店	1店			△17	△1	—	—	△19
増加 N L 京都医療センター店	1店	京都市 伏見区他	”	16	7	—	—	24
加盟店への変更 下京区役所前店	1店			△5	△1	—	—	△7
増加 N L 吹田江坂町一丁目店	他2店	大阪府 吹田市他	”	84	13	—	—	98
加盟店からの変更 塚本駅前店	他3店			25	10	—	—	36
加盟店への変更 生野巽中四丁目店	他3店			△38	△19	—	—	△57
増加 N L さくら夙川駅前店	1店	兵庫県 西宮市他	”	17	3	—	—	20
加盟店からの変更 須磨妙法寺店	他4店			36	5	—	—	42
加盟店への変更 兵庫大開通二丁目店	他2店			△41	△7	—	—	△48
増加 J R 和歌山駅前店	1店	和歌山県 和歌山市	”	16	2	—	—	19
加盟店からの変更 成羽町店	1店	岡山県 高梁市他	”	16	2	—	—	19
加盟店への変更 落合インター店	1店			△4	△2	—	—	△6
加盟店からの変更 東広島志和インター店	1店	広島県 東広島市	”	22	1	—	—	24

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）				
			建物及び 構築物	工具器具 備品	土地		合計
					面積 (千㎡)	金額	
増加 自衛隊善通寺駐屯地店 1店	香川県 善通寺市	店舗	14	1	—	—	15
加盟店からの変更 松山港山店 1店	愛媛県 松山市	〃	0	0	—	—	1
加盟店からの変更 高知仁井田店 1店	高知県 高知市	〃	9	0	—	—	10
増加 福岡アイランドシティ店 他2店	福岡県 東区他	〃	93	9	—	—	103
加盟店からの変更 福岡大橋駅前店 1店			3	0	—	—	3
加盟店への変更 箱崎九大前店 他2店			△10	△4	—	—	△14
加盟店への変更 LP佐賀片田江店 1店	佐賀県 佐賀市	〃	△54	△11	—	—	△66
増加 LP大村古賀島町店 1店	長崎県 大村市他	〃	36	6	—	—	43
加盟店への変更 長崎医療センター店 1店			△6	△0	—	—	△6
加盟店への変更 中津犬丸店 1店	大分県 中津市	〃	△0	△0	—	—	△0
増加 LP宮崎永楽町店 1店	宮崎県 宮崎市	〃	77	3	—	—	81
加盟店への変更 宮崎橋通東店 1店			△5	△2	—	—	△8
直営店計	—	—	513	66	0	41	621

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）					
			建物及び 構築物	工具器具 備品	土地		合計	
					面積 (千㎡)	金額		
加盟店								
増加 札幌北1条西十六丁目店 直営店からの変更 すすきの店 直営店への変更 札幌屯田5条店	他10店 他1店 1店	札幌市 中央区他 店舗	167 42 △0	34 6 △0	2 — —	83 — —	284 48 △1	
増加 青森里見一丁目店 直営店からの変更 名川斗賀店	他5店 1店	青森県 青森市他 "	148 3	19 1	1 —	73 —	241 4	
増加 大船渡永沢西店	他1店	岩手県 大船渡市 他 "	0	5	—	—	5	
増加 仙台医療センター店	他4店	仙台市 宮城野区 他 "	120	12	—	—	132	
増加 能代藤山店 直営店への変更 横手旭川一丁目店	他4店 1店	秋田県 能代市他 "	89 △1	11 △3	1 —	39 —	141 △4	
増加 福島県立医科大学付属病院店	他2店	福島県 福島市他 "	3	4	—	—	8	
増加 水戸赤塚駅南店 直営店からの変更 つくば妻木店	他2店 他1店	茨城県 水戸市他 "	67 41	6 6	— —	— —	74 47	
増加 足利朝倉町店 直営店からの変更 宇都宮柳田店	他2店 1店	栃木県 足利市他 "	26 11	6 1	— —	— —	32 13	
増加 高崎棟高町店 直営店への変更 高崎倉賀野薬師前店	他2店 1店	群馬県 高崎市他 "	18 △11	4 △0	— —	— —	22 △11	
増加 所沢下安松店 直営店からの変更 浦和店 直営店への変更 和光本町通店	他13店 他3店 他2店	埼玉県 所沢市他 "	209 52 △8	29 9 △1	— — —	— — —	238 61 △9	

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）				
			建物及び 構築物	工具器具 備品	土地		合計
					面積 (千㎡)	金額	
増加 海浜幕張駅北口店 直営店からの変更 稲毛作草部店 直営店への変更 市川原木二丁目店	他3店 1店 他2店	千葉市 美浜区他 店舗	106 2 △13	19 0 △2	0 — —	21 — —	146 2 △15
増加 九段北目白通店 直営店からの変更 N L勝どき三丁目店 直営店への変更 西蒲田七丁目店	他12店 他6店 他4店	東京都 千代田区 他 "	170 97 △23	33 27 △8	— — —	— — —	203 125 △31
増加 横浜鶴屋町三丁目店 直営店からの変更 川崎堀之内町店 直営店への変更 横浜綱島西一丁目店	他17店 他3店 他2店	横浜市 神奈川区 他 "	373 35 △34	39 6 △3	— — —	— — —	412 42 △38
増加 新潟大学店 直営店からの変更 長岡表店	他3店 1店	新潟市 西区他 "	113 3	16 3	— —	— —	129 6
増加 富山布目店	他4店	富山県 富山市他 "	168	11	—	—	179
増加 金沢有松店	他4店	石川県 金沢市他 "	186	12	1	123	321
増加 福井江守中店	他2店	福井県 福井市他 "	124	6	—	—	131
増加 韮崎穴山町店	他1店	山梨県 韮崎市他 "	42	4	—	—	47
増加 松本出川町店	他4店	長野県 松本市他 "	129	12	—	—	141
増加 パジェロ製造工場内店 直営店への変更 高山大新町店	1店 1店	岐阜県 加茂郡他 "	0 △16	0 △2	— —	— —	0 △19
増加 浜松曳馬六丁目店	他5店	浜松市 中区他 "	152	21	—	—	174
増加 中村岩塚店 直営店からの変更 寿町店 直営店への変更 錦伝馬町店	他6店 他2店 他1店	名古屋市 中村区他 "	181 65 △21	21 6 △7	— — —	— — —	203 71 △28
増加 三重中央医療センター店 直営店からの変更 津駅前店	他2店 他2店	三重県 津市他 "	67 79	10 7	— —	— —	77 86

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）					
			建物及び構築物	工具器具備品	土地		合計	
					面積（千㎡）	金額		
増加 守山幸津川店 直営店からの変更 水口林口店 直営店への変更 近江八幡多賀店	他2店 1店 1店	滋賀県 守山市他	店舗	68 17 △5	8 1 0	— — —	— — —	77 19 △6
増加 京大病院店 直営店からの変更 下京区役所店	他6店 1店	京都市 左京区他	〃	93 5	18 1	— —	— —	112 7
増加 L P 鶴橋三丁目店 直営店からの変更 生野巽中四丁目店 直営店への変更 塚本駅前店	他15店 他3店 他3店	大阪市 生野区他	〃	259 38 △25	43 19 △10	— — —	— — —	303 57 △36
増加 伊川谷駅前店 直営店からの変更 兵庫大開通二丁目店 直営店への変更 須磨妙法寺店	他7店 他2店 他4店	神戸市 西区他	〃	177 41 △36	18 7 △5	— — —	— — —	195 48 △42
増加 大和郡山外川店	他2店	奈良県 大和郡山 市他	〃	124	9	—	—	133
増加 和歌山松島店	他3店	和歌山県 和歌山市	〃	104	12	—	—	117
増加 鳥取浜坂団地入口店	他3店	鳥取県 鳥取市他	〃	101	10	—	—	111
増加 松江大庭店	他2店	島根県 松江市他	〃	60	8	—	—	69
増加 岡山箕島店 直営店からの変更 落合インター店 直営店への変更 成羽店	他5店 1店 1店	岡山県 岡山市他	〃	166 4 △16	15 2 △2	— — —	— — —	181 6 △19
増加 広島段原三丁目店 直営店への変更 東広島志和インター店	他3店 1店	広島市 南区他	〃	139 △22	6 △1	— —	— —	146 △24
増加 宇部小串中尾店	他5店	山口県 宇部市他	〃	182	11	—	—	193
増加 徳島加賀須野店	1店	徳島県 徳島市	〃	51	4	1	185	241
増加 高松東バイパス店	1店	香川県 高松市	〃	10	2	—	—	12

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）				
			建物及び 構築物	工具器具 備品	土地		合計
					面積 (千㎡)	金額	
増加 松山フライブルク通り店 直営店への変更	1店	愛媛県 松山市	30	2	—	—	32
松山港山店	1店		△0	△0	—	—	△1
増加 高知本町二丁目店 直営店への変更	他3店	高知県 高知市	1	5	—	—	7
高知仁井田店	1店		△9	△0	—	—	△10
増加 博多駅中央街店 直営店からの変更	他6店	福岡市 博多区他	167	15	—	—	182
箱崎九大前店 直営店への変更	他2店		10	4	—	—	14
福岡大橋駅前店	1店		△3	△0	—	—	△3
増加 伊万里市役所前店 直営店からの変更	他1店	佐賀県 伊万里市	11	4	—	—	16
L P 佐賀片田江店	1店	他	54	11	—	—	66
増加 長崎中園町店 直営店からの変更	他2店	長崎県 長崎市他	50	3	—	—	54
長崎医療センター店	1店		6	0	—	—	6
増加 熊本長嶺西三丁目店	他1店	熊本県 熊本市他	80	7	—	—	88
増加 大分上戸次店 直営店からの変更	他1店	大分県 大分市他	95	4	—	—	99
中津犬丸店	1店		0	0	—	—	0
増加 都城鷹尾二丁目店 直営店からの変更	他2店	宮城県 都城市他	102	7	—	—	110
宮城橋通東店	1店		5	2	—	—	8
増加 鹿屋大手町店	他2店	鹿児島県 鹿屋市他	48	8	—	—	57
増加 首里久場川団地前店	他5店	沖縄県 那覇市他	94	21	—	—	116
加盟店計	—	—	5,253	669	9	528	6,450
合計	—	—	5,767	735	9	569	7,072

(注) 1 当中間連結会計期間中の、提出会社における
増加は、直営店35店、加盟店226店、計261店
減少は、直営店28店、加盟店183店、計211店
直営店から加盟店への変更は46店
加盟店から直営店への変更は35店
であります。

2 加盟店は、当社所有の貸与設備についてのみ記載しております。

3 当中間連結会計期間中に新たに締結した、リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

会社名	名称	リース期間	年間リース料	リース契約高
(株) ローソン	店舗用什器備品類一式	5～7年	1,190百万円	6,545百万円

4 主要な設備の異動に伴う重要な従業員数の異動はありません。

5 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前連結会計年度末（平成19年2月28日）において実施中または計画中であった重要な設備の新設、改修等について、当中間連結会計期間に重要な変更はありません。

(2) 前連結会計年度末における設備計画等のうち、当中間連結会計期間において完了したものは、「1 主要な設備の状況」の項に記載のとおりであります。

(3) 平成19年8月31日現在における進行中の設備の新設工事の主なものは次のとおりであります。

事業部門の名称：コンビニエンスストア事業

会社名 事業所名	所在地	設備の 内容	投資予定金額		資金 調達 方法	着手及び完了予定年月		摘要
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)ローソン 札幌北6条西二十丁 目店他 1店	札幌市 中央区他	店舗	246	142	自己 資金	平成19年4月 ～ 平成19年7月	平成19年9月 ～ 平成19年10月	加盟店2店
(株)ローソン 花矢巾ニュータウン 店	岩手県 紫波郡	〃	61	—	〃	平成19年7月	平成19年9月	加盟店1店
(株)ローソン 水戸新原一丁目店	茨城県 水戸市	〃	64	39	〃	平成19年6月	平成19年11月	加盟店1店
(株)ローソン 黒磯鍋掛店	栃木県 黒磯市	〃	73	52	〃	平成19年6月	平成19年12月	加盟店1店
(株)ローソン 川越松郷店他 3店	埼玉県 川越市他	〃	224	53	〃	平成19年7月 ～ 平成19年8月	平成19年9月 ～ 平成19年11月	加盟店4店
(株)ローソン 東船橋二丁目店他 4 店	千葉県 船橋市他	〃	331	48	〃	平成19年4月 ～ 平成19年8月	平成19年10月 ～ 平成19年12月	加盟店5店
(株)ローソン NL築地東劇ビル店 他 9店	東京都 中央区他	〃	637	1	〃	平成19年6月 ～ 平成19年8月	平成19年9月 ～ 平成20年1月	加盟店7店 直営店3店
(株)ローソン NL上大岡京急店 他 1店	横浜市 港南区他	〃	113	—	〃	平成19年6月 ～ 平成19年8月	平成19年9月 ～ 平成20年3月	加盟店1店 直営店1店
(株)ローソン 坂井西長田店他 1店	福井県 坂井市他	〃	142	22	〃	平成19年6月 ～ 平成19年8月	平成19年11月 ～ 平成19年12月	加盟店2店
(株)ローソン 浜松伊佐地町店	静岡県 浜松市	〃	73	55	〃	平成18年12月	平成20年2月	加盟店1店
(株)ローソン 安城古井店	愛知県 安城市	〃	59	—	〃	平成19年7月	平成19年11月	直営店1店
(株)ローソン 亀山みずほ台店	三重県 亀山市	〃	56	26	〃	平成19年1月	平成19年12月	加盟店1店
(株)ローソン 木之本田部店	滋賀県 伊香郡	〃	75	42	〃	平成19年5月	平成19年12月	加盟店1店

会社名 事業所名	所在地	設備の 内容	投資予定金額		資金 調達 方法	着手及び完了予定年月		摘要
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)ローソン 羽曳野大黒店	大阪府 羽曳野市	店舗	70	—	自己 資金	平成19年8月	平成19年9月	加盟店1店
(株)ローソン 魚崎西町四丁目店 他 1店	神戸市 東灘区他	〃	126	—	〃	平成19年2月 ～ 平成19年8月	平成19年10月	加盟店2店
(株)ローソン 大和郡山番条町店 他 2店	奈良県 大和郡山 市他	〃	183	81	〃	平成19年2月 ～ 平成19年8月	平成19年9月 ～ 平成19年12月	加盟店3店
(株)ローソン 吉岡温泉口店他 3店	鳥取県 鳥取市他	〃	297	32	〃	平成19年3月 ～ 平成19年8月	平成19年9月 ～ 平成20年2月	加盟店4店
(株)ローソン 安来田頼店	島根県 安来市	〃	72	—	〃	平成19年8月	平成19年10月	加盟店1店
(株)ローソン 岡山瀬戸町店	岡山県 赤磐郡	〃	71	48	〃	平成19年6月	平成19年9月	加盟店1店
(株)ローソン 尾道インター店	広島県 福山市	〃	71	5	〃	平成19年8月	平成19年10月	加盟店1店
(株)ローソン LP吉野川牛島店	徳島県 吉野川市	〃	76	21	〃	平成19年7月	平成19年9月	加盟店1店
(株)ローソン 朝倉三輪店他 1店	福岡県 朝倉郡他	〃	119	—	〃	平成19年7月 ～ 平成19年8月	平成19年11月 ～ 平成19年9月	加盟店2店
(株)ローソン 国見多比良港店	長崎市 雲仙市	〃	56	—	〃	平成19年7月	平成19年10月	加盟店1店
(株)ローソン 大津運動公園入り口 店	熊本県 菊池郡	〃	73	—	〃	平成19年8月	平成19年10月	加盟店1店
(株)ローソン 三重町赤嶺店他 2店	大分県 豊後大野 市他	〃	215	54	〃	平成19年7月 ～ 平成19年8月	平成19年9月 ～ 平成19年11月	加盟店3店
(株)ローソン 大口里店	鹿児島県 大口市	〃	63	—	〃	平成19年7月	平成19年9月	加盟店1店
合計	—	—	3,659	729	—	—	—	—

(注) 1 加盟店につきましては、当社よりの貸与設備であります。

2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(4) 平成19年8月31日現在、重要な設備の除却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	409,300,000
計	409,300,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年11月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	104,600,000	104,600,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 (各市場第一部)	—
計	104,600,000	104,600,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成15年5月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日）
新株予約権の数（個）	436	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	43,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,517	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月3日～ 平成20年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 （円）	発行価格 3,517 資本組入額 1,759	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、当社を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が認める事由により退職した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定めた価額を20%以上上回っている場合に限り当社に対して権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>④ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>⑤ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、執行役員との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日（平成16年 5月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年 8月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日）
新株予約権の数（個）	990	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	99,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,320	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6月10日～ 平成21年 6月 9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 （円）	発行価格 4,320 資本組入額 2,160	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、当社を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が認める事由により退職した場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定めた価額を20%以上上回っている場合に限り当社に対して権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>⑤ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、執行役員との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日（平成17年5月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日）
新株予約権の数（個）	1,140	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	114,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,160	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月12日～ 平成22年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 （円）	発行価格 4,160 資本組入額 2,080	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、新株予約権の割当を受けた者が、当社を任期満了により退任した場合又は定年退職その他取締役会が認める事由により退職した場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定めた価額の1.1倍以上の場合に限り当社に対して権利行使の申込を行うことができる。</p> <p>③ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、執行役員との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日（平成17年5月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日）
新株予約権の数（個）	150	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月13日～ 平成37年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 （円）	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、以下のイ）、ロ）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>イ）新株予約権者が平成32年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成32年6月1日から平成37年5月31日まで。</p> <p>ロ）権利行使開始日の前後にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から15日間とする。</p> <p>② 新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>③ その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成18年10月11日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日）
新株予約権の数（個）	213	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月27日～ 平成38年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,590	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下、「役員退任日」という。）の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、以下のイ)又はロ)に定める場合（ただし、ロ)については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>イ) 新株予約権者が平成33年5月26日に至るまでに役員退任日を迎えなかった場合 平成33年5月27日から平成38年5月26日</p> <p>ロ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>③ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>④ 各募集新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>⑤ その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、以下の内容に準じて決定する。

各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、割当日（平成18年10月26日。以下同じ。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。また、上記のほか、割当日後、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記内容に準じて決定する。

1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の内容に準じて決定する。

以下の1)、2)、3)、4)及び5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- 2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - 4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成18年10月11日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日）
新株予約権の数（個）	830	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	83,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,053	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月28日～ 平成23年10月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 （円）	発行価格 4,053 資本組入額 2,336	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員若しくは使用人の何れかの地位を保有していること、又は当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了により当社取締役、監査役若しくは執行役員の地位を喪失した場合又は定年退職、その他取締役会が認める事由により当社使用人の地位を喪失した場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、執行役員との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）	（注）

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、以下の内容に準じて決定する。

各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、割当日（平成18年10月26日。以下同じ。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、以下、「行使価額の調整」に定める内容のうち、(イ)1)の規定を準用する。

行使価額の調整

(ア) 割当日後、当社普通株式につき、次の1)又は2)の事由が生ずる場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

1) 株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 / 分割・併合の比率

2) 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（ただし、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、改正前商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 / 時価) / (既発行株式数 + 新規発行株式数)

1: 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(イ)に定める「調整後行使価額を適用する日」

（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

2: 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヵ月前の日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

3: 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(イ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

1) 上記(ア)1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付

する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

新規発行株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 分割前行使株式数 / 調整後行使価額

2) 上記(ア)2) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ウ) 上記(ア)1) 及び2) に定める場合の他、割当日後、資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(エ) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記内容に準じて記載する。

1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の内容に準じて記載する。

以下の1)、2)、3)、4)及び5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成19年8月21日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日）
新株予約権の数（個）	—	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	18,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1
新株予約権の行使期間	—	平成19年9月6日～ 平成39年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1 資本組入額 1,427
新株予約権の行使の条件	—	<p>① 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員 のいずれの地位をも喪失した日 （以下、「役員退任日」とい う。）の翌日から5年間に限 り、募集新株予約権を行使す ることができるものとする。</p> <p>② 上記①にかかわらず、新株予約 権者は、以下のイ)又はロ)に定 める場合（ただし、ロ)につい ては、組織再編における募集 新株予約権の消滅及び再編対象 会社の新株予約権交付の内容に 関する決定方針に従って新株 予約権者に再編対象会社の 新株予約権が交付される場 合を除く。）には、それぞ れに定める期間内に限り 募集新株予約権を行使す ることができるものとする。</p> <p>イ) 新株予約権者が平成34年8 月20日に至るまでに役員退 任日を迎えてなかった場合 平成34年8月21日から平成 39年8月20日</p> <p>ロ) 当社が消滅会社となる合併 契約承認の議案、又は当社 が完全子会社となる株式交 換契約若しくは株式移転計 画承認の議案につき当社株 主総会で承認された場合 （株主総会決議が不要な場 合は、当社の取締役会決議 の決定がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日 間</p> <p>③ 新株予約権者が募集新株予約 権を放棄した場合には、か かる募集新株予約権を行使 することができないものとし る。</p> <p>④ 各募集新株予約権の一部行使 はできないものとする。</p> <p>⑤ その他の条件については、当 社と新株予約権の割当てを 受けた者との間で締結する 「新株予約権申込証」及び 「新株予約権割当契約」に 定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による募集新株予約権の 取得については、当社取締 役会の決議による承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	—	（注）

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、以下の内容に準じて決定する。

各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、割当日（平成19年9月5日。以下同じ。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。また、上記のほか、割当日後、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記内容に準じて決定する。

1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の内容に準じて決定する。

以下の1)、2)、3)、4)及び5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- 2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - 4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成19年8月21日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年8月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日）
新株予約権の数（個）	—	450
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	45,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	3,949
新株予約権の行使期間	—	平成21年9月7日～ 平成24年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 3,949 資本組入額 2,173
新株予約権の行使の条件	—	<p>① 新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員若しくは使用人の何れかの地位を保有していること、又は当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了により当社取締役、監査役若しくは執行役員の地位を喪失した場合又は定年退職、その他取締役会が認める事由により当社使用人の地位を喪失した場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、執行役員との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注）

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、以下の内容に準じて決定する。

各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、割当日（平成19年9月5日。以下同じ。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、以下、「行使価額の調整」に定める内容のうち、(イ)1)の規定を準用する。

行使価額の調整

(ア) 割当日後、当社普通株式につき、次の1)又は2)の事由が生ずる場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

1) 株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 / 分割・併合の比率

2) 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（ただし、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、改正前商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 / 時価) / (既発行株式数 + 新規発行株式数)

1: 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(イ)に定める「調整後行使価額を適用する日」

（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

2: 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヵ月前の日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

3: 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(イ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

1) 上記(ア)1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付

する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

新規発行株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 分割前行使株式数 / 調整後行使価額

2) 上記(ア)2) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ウ) 上記(ア)1) 及び2) に定める場合の他、割当日後、資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(エ) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記内容に準じて決定する。

1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の内容に準じて決定する。

以下の1)、2)、3)、4)及び5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成19年3月1日～ 平成19年8月31日	-	104,600	-	58,506	-	41,520

(5) 【大株主の状況】

平成19年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2-3-1	32,089	30.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	7,173	6.86
丸紅フーズインベストメント株式会社	東京都千代田区大手町1-4-2	5,939	5.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,923	5.66
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	2,751	2.63
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー	2,092	2.00
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	1,536	1.47
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	1,513	1.45
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,145	1.10
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,013	0.97
計	-	61,179	58.49

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 165,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式104,428,800	1,044,288	—
単元未満株式	普通株式 5,400	—	—
発行済株式総数	104,600,000	—	—
総株主の議決権	—	1,044,288	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,400株 (議決権54個) 含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式98株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1-1-1-2	165,800	—	165,800	0.16
計	—	165,800	—	165,800	0.16

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高 (円)	4,750	4,740	4,470	4,330	4,360	4,080
最低 (円)	4,360	4,390	4,310	4,160	4,010	3,760

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(役職の異動)

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 常務執行役員	CFO兼コーポレート管掌兼ヒューマンリソース管掌兼財務経理ステーションディレクター兼マネジメントサービスディレクター	取締役 常務執行役員	CFO兼コーポレート管掌兼ヒューマンリソース管掌	矢作 祥之	平成19年11月1日

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1		89,382		98,076		71,950		
2	※2	9,221		8,934		11,710		
3		35,188		9,992		19,592		
4		1,685		1,807		1,788		
5		21,118		26,388		26,002		
6		3,276		3,412		2,795		
7		12,682		16,667		15,297		
8		△78		△111		△115		
		172,476	41.0	165,168	39.1	149,022		37.4
II 固定資産								
1 有形固定資産								
(1) 自社有形固定資産								
1		6,561		9,255		7,473		
2		2,282		1,837		1,733		
3		4,184		2,579		2,506		
4		1,465		1,474		1,594		
		14,493	3.4	15,148	3.6	13,307		3.3
(2) 貸与有形固定資産								
1		71,583		76,115		74,930		
2		14,666		13,104		13,815		
3		1,482		3,078		2,201		
		87,732	20.9	92,298	21.8	90,947		22.9
		102,225	24.3	107,446	25.4	104,255		26.2
2		16,385	3.9	18,321	4.4	15,890		4.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		2,544		5,856		2,569	
(2) 長期貸付金		22,879		25,082		24,379	
(3) 自社差入保証金		15,197		10,632		15,034	
(4) 貸与差入保証金		73,601		73,130		72,869	
(5) 繰延税金資産		10,540		12,265		11,551	
(6) 再評価に係る 繰延税金資産		3,330		467		467	
(7) その他		5,886		6,473		6,234	
(8) 貸倒引当金		△4,714		△2,350		△4,018	
投資その他の 資産合計			129,268 30.8		131,558 31.1		129,089 32.4
固定資産合計			247,878 59.0		257,327 60.9		249,235 62.6
資産合計			420,354 100.0		422,496 100.0		398,258 100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		4,803		5,226		4,182	
2 加盟店買掛金	※3	77,638		76,711		60,817	
3 加盟店借勘定	※2	4,186		3,745		2,757	
4 未払金		12,971		13,244		15,805	
5 加盟店未払金	※4	209		194		212	
6 未払法人税等		9,063		9,733		4,754	
7 預り金		54,194		47,349		48,754	
8 賞与引当金		2,643		2,534		2,626	
9 ポイント引当金		509		629		500	
10 その他		3,761		3,604		3,102	
流動負債合計			169,983 40.5		162,973 38.6		143,513 36.0
II 固定負債							
1 退職給付引当金		3,317		3,699		3,526	
2 役員退職慰労 引当金		200		233		249	
3 預り保証金	※5	50,675		47,745		49,325	
4 長期リース資産 減損勘定		126		417		95	
5 その他		454		2,084		2,053	
固定負債合計			54,774 13.0		54,180 12.8		55,250 13.9
負債合計			224,757 53.5		217,154 51.4		198,764 49.9

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		58,506	13.9	58,506	13.8	58,506	14.7
2 資本剰余金		42,261	10.0	42,229	10.0	42,253	10.6
3 利益剰余金		95,671	22.8	102,440	24.3	95,344	24.0
4 自己株式		△847	△0.2	△655	△0.2	△738	△0.2
株主資本合計		195,591	46.5	202,521	47.9	195,366	49.1
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		581	0.1	155	0.0	319	0.1
2 繰延ヘッジ損益	※6	—	—	8	0.0	—	—
3 土地再評価差額金		△4,854	△1.1	△682	△0.1	△682	△0.2
4 為替換算調整勘定		105	0.0	160	0.0	134	0.0
評価・換算差額等 合計		△4,167	△1.0	△357	△0.1	△227	△0.1
III 新株予約権		—	—	91	0.0	78	0.0
IV 少数株主持分		4,173	1.0	3,086	0.8	4,276	1.1
純資産合計		195,597	46.5	205,341	48.6	199,493	50.1
負債純資産合計		420,354	100.0	422,496	100.0	398,258	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)					
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)				
I 営業収入			105,825	73.8		110,123	71.8		207,195	73.2	
加盟店からの収入の対象となる加盟店売上高は次のとおりであります。 前中間連結会計期間 668,990百万円 当中間連結会計期間 679,088百万円 前連結会計年度 1,311,479百万円 直営店売上高との合計額は次のとおりであります。 前中間連結会計期間 706,291百万円 当中間連結会計期間 721,953百万円 前連結会計年度 1,386,630百万円											
II 売上高											
売上高	※1	(37,531)	37,531	(100.0) 26.2	(43,268)	43,268	(100.0) 28.2	(75,858)	75,858	(100.0) 26.8	
営業総収入合計			143,356	100.0		153,392	100.0		283,053	100.0	
III 売上原価	※1	(27,250)	27,250	(72.6)	(31,393)	31,393	(72.6)	(55,370)	55,370	(73.0)	
売上総利益	※1	(10,280)		(27.4)	(11,875)		(27.4)	(20,487)		(27.0)	
営業総利益			116,106	81.0		121,999	79.5		227,682	80.4	
IV 販売費及び一般管理費											
1 広告宣伝費		5,255			4,131			9,192			
2 ポイント引当金繰入額		509			629			500			
3 営業用消耗品費		1,234			1,632			2,593			
4 役員報酬		222			200			523			
5 従業員給与・賞与		12,740			14,000			28,422			
6 賞与引当金繰入額		2,600			2,524			2,626			
7 退職給付費用		957			1,070			1,868			
8 役員退職慰労引当金繰入額		22			35			71			
9 法定福利・厚生費		2,210			2,162			4,375			
10 水道光熱費		709			826			1,518			
11 租税公課		1,719			1,808			2,222			
12 地代家賃		27,114			28,964			55,318			
13 動産リース料		8,550			9,106			17,475			
14 減価償却費		7,625			7,920			16,185			
15 その他		20,442	91,915	64.1	21,463	96,477	62.9	40,273	183,168	64.7	
営業利益			24,191	16.9		25,521	16.6		44,513	15.7	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
V 営業外収益							
1 受取利息		285		440		650	
2 受取損害金		97		84		172	
3 受取立退料		221		72		403	
4 その他		201	805 0.6	230	827 0.5	452	1,679 0.6
VI 営業外費用							
1 支払利息		14		13		22	
2 店舗解約損		343		656		1,206	
3 社宅等解約損		66		63		115	
4 その他		223	648 0.5	100	834 0.5	201	1,546 0.5
経常利益			24,348 17.0		25,514 16.6		44,646 15.8
VII 特別利益							
1 固定資産売却益	※2	293		—		746	
2 その他		1	295 0.2	—	—	542	1,288 0.4
VIII 特別損失							
1 固定資産除却損	※3	2,214		1,973		4,638	
2 固定資産売却損	※4	65		7		90	
3 減損損失	※5	1,569		2,260		1,810	
4 割増退職金		—		540		320	
5 システム入替損失		—		—		2,202	
6 その他		109	3,959 2.8	71	4,852 3.1	24	9,086 3.2
税金等調整前中間 (当期) 純利益			20,683 14.4		20,661 13.5		36,848 13.0
法人税、住民税 及び事業税		7,902		9,258		12,377	
法人税等調整額		498	8,401 5.9	△1,221	8,037 5.3	3,011	15,389 5.4
少数株主利益			364 0.2		307 0.2		476 0.2
中間 (当期) 純利益			11,917 8.3		12,316 8.0		20,983 7.4

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

	株主資本					評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年2月28日残高 (百万円)	58,506	41,520	88,355	△9,144	179,237	695	△4,854	105	△4,053	3,822	179,006
中間連結会計期間中の変動額											
剰余金の配当(注)			△4,602		△4,602						△4,602
中間純利益			11,917		11,917						11,917
自己株式の取得				△0	△0						△0
新株予約権の行使		△11		29	18						18
自己株式の処分		753		8,267	9,020						9,020
株主資本以外の項目 の中間連結会計期間 中の変動額(純額)						△113		△0	△114	350	236
中間連結会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	741	7,315	8,297	16,354	△113	—	△0	△114	350	16,589
平成18年8月31日残高 (百万円)	58,506	42,261	95,671	△847	195,591	581	△4,854	105	△4,167	4,173	195,597

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	株主資本					評価・換算差額等					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成19年2月28日残高 (百万円)	58,506	42,253	95,344	△738	195,366	319	—	△682	134	△227	78	4,276	199,493
中間連結会計期間中の変動額													
剰余金の配当			△5,220		△5,220								△5,220
中間純利益			12,316		12,316								12,316
自己株式の取得				△0	△0								△0
新株予約権の行使		△24		83	59								59
株主資本以外の項目 の中間連結会計期間 中の変動額(純額)						△163	8		25	△130	12	△1,189	△1,307
中間連結会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	△24	7,095	83	7,154	△163	8	—	25	△130	12	△1,189	5,847
平成19年8月31日残高 (百万円)	58,506	42,229	102,440	△655	202,521	155	8	△682	160	△357	91	3,086	205,341

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

	株主資本					評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年2月28日残高 (百万円)	58,506	41,520	88,355	△9,144	179,237	695	△4,854	105	△4,053	—	3,822	179,006
当連結会計年度中の 変動額												
剰余金の配当(注)			△4,602		△4,602							△4,602
剰余金の配当			△5,219		△5,219							△5,219
当期純利益			20,983		20,983							20,983
自己株式の取得				△0	△0							△0
自己株式の処分		753		8,267	9,020							9,020
土地再評価差額金 取崩額			△4,172		△4,172							△4,172
新株予約権の行使		△19		139	119							119
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)						△375	4,172	29	3,825	78	454	4,358
当連結会計年度中の 変動額合計 (百万円)	—	733	6,988	8,405	16,128	△375	4,172	29	3,825	78	454	20,486
平成19年2月28日残高 (百万円)	58,506	42,253	95,344	△738	195,366	319	△682	134	△227	78	4,276	199,493

(注) 平成18年5月の定時総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・ フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		20,683	20,661	36,848
有形固定資産減価償却費		7,625	7,920	16,185
有形固定資産除却損		1,478	1,143	2,880
減損損失		1,569	2,260	1,810
無形固定資産償却費		2,539	2,705	5,163
退職給付引当金の増加額		501	173	710
貸倒引当金の増加額 (△:減少額)		249	91	△409
受取利息		△285	△440	△650
支払利息		14	13	22
有形固定資産売却損		65	6	90
その他の収益・費用の非資 金分 (純額)		686	356	2,484
売上債権の減少額 (△:増加額)		1,541	2,776	△947
たな卸資産の増加額		△112	△19	△215
未収入金の減少額 (△:増加額)		456	△401	△4,397
仕入債務の増加額		20,042	17,927	1,170
未払金の増加額 (△:減少額)		△235	△3,036	2,602
預り金の増加額 (△:減少額)		9,580	△1,405	4,140
預り保証金の減少額		△660	△1,579	△2,010
その他の資産及び負債の 増減額 (純額)		△28	△851	△557
小計		65,712	48,304	64,919
利息及び配当金の受取額		288	432	646
利息の支払額		△14	△13	△22
法人税等の支払額		△9,661	△4,280	△17,947
営業活動によるキャッシュ・ フロー		56,325	44,442	47,596

		前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・ フロー				
有価証券の取得による支出		△25,393	△16,970	△57,193
有価証券の償還による収入		28,151	25,500	61,850
関係会社株式の新規取得に よる支出		—	△3,954	△335
少数株主からの株式取得に よる支出		—	△2,131	—
有形固定資産の取得による 支出		△14,146	△11,919	△28,759
無形固定資産の取得による 支出		△1,665	△4,541	△4,450
投資有価証券の売却による 収入		185	0	185
差入保証金の減少額 (純額)		1,129	477	2,024
長期貸付金の増加額 (純額)		△2,249	△702	△3,749
その他 (純額)		△3,026	530	△1,326
投資活動によるキャッシュ・ フロー		△17,014	△13,712	△31,754
III 財務活動によるキャッシュ・ フロー				
新株予約権の行使によ る収入		18	59	119
自己株式の取得による支出		△0	△0	△0
配当金の支払額		△4,602	△5,220	△9,822
自己株式の処分による収入		9,020	—	9,020
少数株主への配当金の支払		△13	△40	△54
財務活動によるキャッシュ・ フロー		4,422	△5,202	△736
IV 現金及び現金同等物の増加額		43,732	25,528	15,106
V 現金及び現金同等物の期首残 高		60,440	75,547	60,440
VI 現金及び現金同等物の中間期 末 (期末) 残高	※1	104,173	101,075	75,547

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 6社 (株)ローソンチケット (株)アイ・コンビニエンス (株)ローソン・エイティエム・ネットワークス (株)ベストプラクティス (株)ナチュラルローソン (株)バリューローソン なお、子会社はすべて連結されております。	同左	同左
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用の関連会社の数 2社 (株)ローソン・シーエス・カード 上海華聯羅森有限公司 関連会社はすべて持分法を適用しております。 持分法適用会社のうち、上海華聯羅森有限公司の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。	持分法適用の関連会社の数 4社 (株)ローソン・シーエス・カード 上海華聯羅森有限公司 (株)ナチュラルビート (株)九九プラス 関連会社はすべて持分法を適用しております。 持分法適用会社のうち、上海華聯羅森有限公司の決算日は12月31日、(株)ナチュラルビート、(株)九九プラスの決算日は3月31日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。	持分法適用の関連会社の数 3社 (株)ローソン・シーエス・カード 上海華聯羅森有限公司 (株)ナチュラルビート 関連会社はすべて持分法を適用しております。 持分法適用会社のうち、上海華聯羅森有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同左	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項			
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 商品については、主に「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法によっております。</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左 たな卸資産 同左</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均により算定)</p> <p>時価のないもの 同左 たな卸資産 同左</p>
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は、建物及び構築物10～34年、工具器具備品5～8年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	<p>ポイント引当金</p> <p>ローソンパス会員に付与したポイントの使用に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した期から費用処理しております。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>親会社は、監査役及び執行役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>子会社は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額の100%を計上しております。</p>	<p>ポイント引当金</p> <p>ローソンパス会員及びマイローソンポイント会員に付与したポイントの使用に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>親会社は、監査役及び執行役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>一部の連結子会社は、取締役及び監査役への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額の100%を計上しております。</p>	<p>ポイント引当金</p> <p>ローソンパス会員及びマイローソンポイント会員に付与したポイントの使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金</p> <p>従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した期から費用処理しております。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>親会社は、監査役及び執行役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>一部の連結子会社は、取締役及び監査役への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外関連会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、当該関連会社の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額のうち持分相当額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外関連会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、当該関連会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(6) その他中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は191,424百万円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>(有形固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)の減価償却につきましては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>なお、法人税法の改正により、当中間連結会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ75百万円減少しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は195,138百万円であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストックオプション等に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「ストックオプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストックオプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>なお、本会計基準の適用により当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ78百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「長期貸付金」は、前中間連結会計期間まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「その他」に含まれている「長期貸付金」の金額は19,266百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1 販売費及び一般管理費の「ポイント引当金繰入額」は、前中間連結会計期間までは販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間より区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれている「ポイント引当金繰入額」の金額は594百万円であります。</p> <p>2 「社宅等解約損」は、前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間において営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれている「社宅等解約損」の金額は、58百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「長期貸付金の増加額(純額)」は、金額的重要性に鑑み、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「長期貸付金の増加額(純額)」は2,456百万円であり、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれています。</p>	<p>—————</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>特別損失の「割増退職金」は前中間連結会計期間において「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間において特別損失総額の100分10を超えたため、区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれている「割増退職金」の金額は、105百万円であります。</p> <p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	前連結会計年度末 (平成19年2月28日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 99,199百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 109,588百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 103,849百万円
※2 加盟店貸勘定及び加盟店借勘定は、加盟店との間に発生した債権債務であります。	※2 同左	※2 同左
※3 加盟店買掛金は、加盟店が仕入れた商品代金の買掛金残高であります。	※3 同左	※3 同左
※4 加盟店未払金は、加盟店が購入した消耗品等の未払金残高であります。	※4 同左	※4 同左
※5 預り保証金は主に加盟店からのものがあります。	※5 同左	※5 同左
※6 ———	※6 持分法適用会社が行っている金利スワップに関わるものであります。	※6 ———
7 偶発債務 次の関連会社について金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。 (保証先) ㈱ローソン・シーエ ス・カード 12,025百万円	7 偶発債務 次の関連会社について金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。 (保証先) ㈱ローソン・シーエ ス・カード 12,350百万円	7 偶発債務 次の関連会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 (保証先) ㈱ローソン・シーエ ス・カード 11,350百万円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
※1 売上高、売上原価、売上総利益は主に直営店に係るものであります。	※1 同左	※1 同左
※2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります 建物及び構築物 2百万円 工具器具備品 1百万円 ソフトウェア 290百万円	※2 ———	※2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物 6百万円 工具器具備品 1百万円 土地 448百万円 ソフトウェア 290百万円
※3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物 1,675百万円 工具器具備品 539百万円	※3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物 1,385百万円 工具器具備品 587百万円	※3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物 3,210百万円 工具器具備品 1,173百万円 ソフトウェア 254百万円
※4 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物 58百万円 工具器具備品 0百万円 土地 6百万円	※4 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物 6百万円 電話加入権 0百万円	※4 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。 建物 68百万円 工具器具備品 0百万円 土地 21百万円

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)				当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)				前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																																																									
<p>※5 減損損失</p> <p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。</p> <p>営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>				<p>※5 減損損失</p> <p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。</p> <p>営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>				<p>※5 減損損失</p> <p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。</p> <p>営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">店舗</td> <td>東京都</td> <td>建物・工具器具備品等</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>〃</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>〃</td> <td>1,237</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,569</td> </tr> </tbody> </table>				用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	東京都	建物・工具器具備品等	67	大阪府	〃	265	その他	〃	1,237	計	—	—	1,569	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">店舗</td> <td>東京都</td> <td>建物・工具器具備品等</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>〃</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>〃</td> <td>1,758</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,260</td> </tr> </tbody> </table>				用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	東京都	建物・工具器具備品等	104	大阪府	〃	396	その他	〃	1,758	計	—	—	2,260	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">店舗</td> <td>東京都</td> <td>建物・工具器具備品等</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>〃</td> <td>303</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>〃</td> <td>1,396</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,810</td> </tr> </tbody> </table>				用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	店舗	東京都	建物・工具器具備品等	111	大阪府	〃	303	その他	〃	1,396	合計	—	—	1,810
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																																																														
店舗	東京都	建物・工具器具備品等	67																																																														
	大阪府	〃	265																																																														
	その他	〃	1,237																																																														
計	—	—	1,569																																																														
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																																																														
店舗	東京都	建物・工具器具備品等	104																																																														
	大阪府	〃	396																																																														
	その他	〃	1,758																																																														
計	—	—	2,260																																																														
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)																																																														
店舗	東京都	建物・工具器具備品等	111																																																														
	大阪府	〃	303																																																														
	その他	〃	1,396																																																														
合計	—	—	1,810																																																														
<p>※減損損失の種類別内訳</p> <p>建物及び構築物 1,332百万円</p> <p>工具器具備品 209百万円</p> <p>リース資産 19百万円</p> <p>その他 8百万円</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または、使用価値により測定しております。</p> <p>正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.9%で割り引いて算定しております。</p>				<p>※減損損失の種類別内訳</p> <p>建物及び構築物 1,637百万円</p> <p>工具器具備品 206百万円</p> <p>リース資産 400百万円</p> <p>その他 16百万円</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または、使用価値により測定しております。</p> <p>正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.8%で割り引いて算定しております。</p>				<p>減損損失の種類別内訳</p> <p>建物及び構築物 1,475百万円</p> <p>工具器具備品 268百万円</p> <p>リース資産 57百万円</p> <p>その他 9百万円</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または、使用価値により測定しております。</p> <p>正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.9%で割り引いて算定しております。</p>																																																									

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加 株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少 株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	104,600	—	—	104,600
合計	104,600	—	—	104,600
自己株式				
普通株式 (注)	2,313	0	2,099	214
合計	2,313	0	2,099	214

(注) 普通株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式数の減少のうち、2,092千株は自己株式譲渡によるもの、7千株はストック・オプションの権利行使によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月26日 定時株主総会	普通株式	4,602	45	平成18年2月28日	平成18年5月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年10月11日 取締役会	普通株式	5,219	利益剰余金	50	平成18年8月31日	平成18年11月10日

当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加 株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少 株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	104,600	—	—	104,600
合計	104,600	—	—	104,600
自己株式				
普通株式 (注)	186	0	21	165
合計	186	0	21	165

(注) 普通株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式数の減少21千株は、ストック・オプションの権利行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	91
	合計	—	—	—	—	—	91

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月25日 定時株主総会	普通株式	5,220	50	平成19年2月28日	平成19年5月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年10月10日 取締役会	普通株式	5,743	利益剰余金	55	平成19年8月31日	平成19年11月9日

前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	104,600	—	—	104,600
合計	104,600	—	—	104,600
自己株式				
普通株式 (注)	2,313	0	2,127	186
合計	2,313	0	2,127	186

(注) 普通株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式数の減少のうち、2,092千株は自己株式譲渡によるもの、35千株はストック・オプションの権利行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	78
	合計	—	—	—	—	—	78

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月26日 定時株主総会	普通株式	4,602	45	平成18年2月28日	平成18年5月26日
平成18年10月11日 取締役会	普通株式	5,219	50	平成18年8月31日	平成18年11月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,220	50	平成19年2月28日	平成19年5月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年8月31日現在) 現金及び預金勘定 89,382百万円 有価証券勘定 35,188百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 Δ 3,500百万円 償還期間が3ヶ月を超える債券等 Δ 16,897百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 104,173百万円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年8月31日現在) 現金及び預金勘定 98,076百万円 有価証券勘定 9,992百万円 償還期間が3ヶ月を超える債券等 Δ 6,993百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 101,075百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 71,950百万円 有価証券勘定 19,592百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 Δ 1,000百万円 償還期間が3ヶ月を超える債券等 Δ 14,995百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 75,547百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具備品	22,111	14,689	36	7,385	工具器具備品	20,766	11,614	67	9,084	工具器具備品	18,848	11,309	30	7,508
無形固定資産 (ソフトウェア)	734	269	—	464	無形固定資産 (ソフトウェア)	734	415	—	318	無形固定資産 (ソフトウェア)	734	342	—	391
その他	7	0	—	6	合計	21,500	12,030	67	9,402	合計	19,582	11,652	30	7,899
合計	22,852	14,959	36	7,857										
・加盟店に設置したリース物件に係るもの					・加盟店に設置したリース物件に係るもの					・加盟店に設置したリース物件に係るもの				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具備品	66,788	38,416	144	28,227	工具器具備品	66,971	43,026	495	23,449	工具器具備品	65,162	40,121	203	24,836
合計	66,788	38,416	144	28,227	合計	66,971	43,026	495	23,449	合計	65,162	40,121	203	24,836
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの 1年内 3,741百万円 1年超 5,021百万円 合計 8,763百万円 リース資産減損勘定の残高 31百万円					(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの 1年内 3,530百万円 1年超 6,313百万円 合計 9,844百万円 リース資産減損勘定の残高 54百万円					(2) 未経過リース料期末残高相当額等 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの 1年内 3,431百万円 1年超 4,851百万円 合計 8,283百万円 リース資産減損勘定の残高 16百万円				
・加盟店に設置したリース物件に係るもの 1年内 11,810百万円 1年超 17,170百万円 合計 28,981百万円 リース資産減損勘定の残高 94百万円					・加盟店に設置したリース物件に係るもの 1年内 10,303百万円 1年超 13,930百万円 合計 24,234百万円 リース資産減損勘定の残高 363百万円					・加盟店に設置したリース物件に係るもの 1年内 11,976百万円 1年超 13,606百万円 合計 25,583百万円 リース資産減損勘定の残高 78百万円				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 8,679百万円 リース資産減損勘定の取崩額 27百万円 減価償却費相当額 8,126百万円 支払利息相当額 510百万円 減損損失 19百万円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 8,999百万円 リース資産減損勘定の取崩額 76百万円 減価償却費相当額 8,409百万円 支払利息相当額 505百万円 減損損失 400百万円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 17,484百万円 リース資産減損勘定の取崩額 82百万円 減価償却費相当額 16,342百万円 支払利息相当額 1,004百万円 減損損失 57百万円				

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年内 611百万円	1年内 623百万円	1年内 548百万円
1年超 5,321百万円	1年超 996百万円	1年超 861百万円
合計 5,933百万円	合計 1,620百万円	合計 1,410百万円

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
国債・地方債等	24,991	24,993	1
その他	4,000	4,001	1
合計	28,991	28,995	3

2 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
株式	76	1,057	980
債券			
国債・地方債等	3,598	3,598	0
社債	1,099	1,096	△3
その他	2,298	2,298	△0
合計	7,073	8,050	976

3 時価評価されていない主な有価証券

(単位：百万円)

内容	中間連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	79
その他	68
合計	147

当中間連結会計期間末（平成19年8月31日）

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
国債・地方債等	—	—	—
その他	2,000	2,000	0
合計	2,000	2,000	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区分	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
株式	76	341	264
債券			
国債・地方債等	3,497	3,498	0
社債	1,300	1,297	△2
その他	3,495	3,495	△0
合計	8,370	8,632	262

3 時価評価されていない主な有価証券

（単位：百万円）

内容	中間連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	78
その他	168
合計	246

前連結会計年度末（平成19年2月28日）

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
国債・地方債等	9,994	9,994	△0
その他	6,000	6,003	3
合計	15,994	15,997	2

2 その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
株式	76	615	538
債券			
国債・地方債等	3,597	3,597	△0
社債	800	796	△3
その他	—	—	—
合計	4,474	5,009	535

3 時価評価されていない主な有価証券

（単位：百万円）

内容	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	79
その他	68
合計	147

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）及び前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

当社及び連結子会社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

ストック・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 12百万円

前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 78百万円

2. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 18名 当社管理職 574名	当社取締役 8名 当社の取締役を兼務 しない執行役員 14名 当社管理職 561名	当社取締役 9名 当社の取締役を 兼務しない執行役員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,773,000株	普通株式 313,000株	普通株式 92,000株
付与日	平成12年6月12日	平成14年6月25日	平成15年7月3日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	(注) 2	(注) 2	(注) 2
権利行使期間	平成14年5月27日から 平成19年5月25日まで	平成14年12月1日から 平成19年5月31日まで	平成17年7月3日から 平成20年7月2日まで
権利行使価格(円)	7,500	3,680	3,517
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社の取締役を兼務 しない執行役員 20名	当社取締役 9名 当社の取締役を兼務 しない執行役員 24名	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 99,000株	普通株式 114,000株	普通株式 22,400株
付与日	平成16年6月10日	平成17年10月12日	平成17年10月12日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	(注) 2	(注) 2	(注) 2
権利行使期間	平成18年6月10日から 平成21年6月9日まで	平成19年10月12日から 平成22年12月31日まで	平成17年10月13日から 平成37年5月31日まで
権利行使価格(円)	4,320	4,160	1
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第6回(あ)新株予約権	第6回(い)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 9名 当社の取締役を兼務 しない執行役員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 21,300株	普通株式 83,000株
付与日	平成18年10月26日	平成18年10月26日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	(注) 2	平成18年10月26日から 平成20年10月27日まで
権利行使期間	平成18年10月27日から 平成38年5月26日まで	平成20年10月28日から 平成23年10月26日まで
権利行使価格(円)	1	4,053
付与日における公正な評価単価(円)	3,178	618

(注) 1 権利確定条件は付されておられません。

2 対象勤務期間は定めておられません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）及び当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）並びに前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

当社グループの事業は、フランチャイズ・ストアを主としたコンビニエンスストア事業であり、同事業の営業総収入、営業利益の金額は全セグメントの営業総収入の合計額及び営業利益の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）及び当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）並びに前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）及び当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）並びに前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり純資産額 1,833円81銭	1株当たり純資産額 1,935円80銭	1株当たり純資産額 1,868円91銭
1株当たり中間純利益 潜在株式調整後	1株当たり中間純利益 潜在株式調整後	1株当たり当期純利益 潜在株式調整後
114円72銭	117円94銭	201円50銭
1株当たり中間純利益 114円71銭	1株当たり中間純利益 117円90銭	1株当たり当期純利益 201円40銭

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(百万円)	11,917	12,316	20,983
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	11,917	12,316	20,983
普通株式の期中平均株式数(千株)	103,881	104,423	104,133
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	11	41	52
(うち新株予約権)(千株)	(11)	(41)	(52)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	(新株引受権) 株主総会の特別決議日 平成12年5月26日 (新株予約権) 株主総会の特別決議日 平成14年5月29日 (新株予約権1,188個) 株主総会の特別決議日 平成15年5月27日 (新株予約権442個) 株主総会の特別決議日 平成16年5月28日 (新株予約権990個) 株主総会の特別決議日 平成17年5月27日 (新株予約権1,140個) これらの詳細については、 第4提出会社の状況1株式 等の状況(2)新株予約権等 の状況に記載のとおりで あります。	(新株引受権) 株主総会の特別決議日 平成12年5月26日 なお、平成19年5月25日 で行使期間が終了して おります。 (新株予約権) 株主総会の特別決議日 平成14年5月29日 なお、平成19年5月31 日で行使期間が終了して おります。 株主総会の特別決議日 平成15年5月27日 (新株予約権436個) 株主総会の特別決議日 平成16年5月28日 (新株予約権990個) 株主総会の特別決議日 平成17年5月27日 (新株予約権1,140個) 取締役会の決議日 平成18年10月11日 (新株予約権830個) これらの詳細については、 第4提出会社の状況1株式 等の状況(2)新株予約権等 の状況に記載のとおりで あります。	(新株引受権) 株主総会の特別決議日 平成12年5月26日 (新株予約権) 株主総会の特別決議日 平成16年5月28日 (新株予約権990個) 株主総会の特別決議日 平成17年5月27日 (新株予約権1,140個) これらの詳細については、 第4提出会社の状況1株式 等の状況(2)新株予約権等 の状況に記載のとおりで あります。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (平成19年8月31日)	前連結会計年度 (平成19年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	195,597	205,341	199,493
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	4,173	3,178	4,354
(うち少数株主持分)	(4,173)	(3,086)	(4,276)
(うち新株予約権)	—	(91)	(78)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	191,424	202,163	195,138
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数(千株)	104,385	104,434	104,413

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>
<p>当社は平成18年10月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに平成18年5月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を付与いたしました。</p> <p>また、同取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を付与いたしました。</p> <p>この内容の詳細につきましては「第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況]の中の(2) [新株予約権等の状況]」後段に記載しております。</p>	<p>当社は平成19年10月10日開催の取締役会において、資本政策の柔軟性・機動性を確保し、資本効率の向上を図ることを目的に、会社法第165条第2項の規定に基づき、平成19年10月11日から平成20年2月18日までに、当社株式530万株、取得価額の総額210億円を限度として取得できる旨を決議しております。</p>	<p>公開買付けの件</p> <p>当社は、平成19年5月11日開催の取締役会において、株式会社ローソンチケット（コード番号2416 ジャスダック証券取引所、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付けにより取得することを決議いたしました。</p> <p>1) 買付け等の目的及び資本提携解消の内容</p> <p>当社は、対象者の発行済株式のうち、楽天株式会社（以下、「楽天」といいます。）の所有する対象者株式（以下、「楽天所有株式」といいます。）9,800株（対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）約17.8%）に係る株券を買付けることを主たる目的として、本公開買付けを実施いたします。</p> <p>2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程</p> <p>当社は、対象者と楽天との間で平成16年1月5日付け業務提携契約（以下、「本業務提携契約」といいます。）が締結されたことに伴い、楽天との間で同日付けで資本提携契約（以下、「本資本提携契約」といいます。）を締結しました。本資本提携契約上、当社は、本業務提携契約及び本資本提携契約の終了などの一定の事由が発生した場合には、当該事由が発生した日から2ヶ月以内買取権の行使を通知することを条件に、楽天所有株式（9,800株）の全部または一部を買い取る権利を有しております。</p> <p>当社は、このたび、本業務提携契約が平成19年3月13日付けにて解消されたことに伴い、本資本提携契約も、同契約の定めに従い、解消するに至りました。</p> <p>3) 対象者の概要</p> <p>①商号 株式会社ローソンチケット ②事業内容 ローソン店舗に設置されている、マルチメディア端末「Loppi」を通じたチケットの販売。そのチケットに関連したグッズの販売 ③設立年月日 1992年7月23日（1996年11月1日に現商号へ変更） ④本店所在地 東京都渋谷区神南一丁目19番4号 ⑤代表者の役職・氏名 代表取締役社長 野林 定行 ⑥資本金 2,892,575千円 ⑦発行済株式総数 55,000株</p> <p>4) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>
		<p>5) 買付け等の期間</p> <p>①届出当初の買付け等の期間 2007年5月14日から2007年6月12日まで(22営業日)</p> <p>②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無</p> <p>法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付け期間は平成19年6月22日までとなります。</p> <p>6) 買付け等の価格 1株につき140,000円</p> <p>7) 買付予定の株券等の数</p> <p>①買付予定数: 9,800株 ②超過予定数: 該当なし</p> <p>8) 買付け等による株券等所有割合の異動</p> <p>①買付け等前(平成19年5月14日(公告日)現在)における当社の所有株券等に係る議決権の数及び株券等所有割合 27,920個(株券等所有割合: 50.76%)</p> <p>②買付け等前における当社の特別関係者の所有株券等に係る議決権の数及び株券等所有割合 2,787個(株券等所有割合: 5.07%)</p> <p>③買付予定の株券等に係る議決権の数 9,800個</p> <p>④買付け等後における株券等所有割合 73.65%</p> <p>⑤対象者の総株主の議決権の数 55,000個</p> <p>9) 買付代金 1,372,000,000円(予定)</p> <p>注: 買付代金は、買付予定の株券等の数(9,800株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。応募株券等の総数が買付予定数を超えるときは応募株券等の全部買付け等を行いますので、対象者の平成18年8月31日現在発行済株式の総数(55,000株)から公開買付け者が保有する株式数(27,920株)を除いた27,080株全て買付けた場合の買付代金は3,791,200,000円になります。なお、買付けに要する資金は、自己資金を充当する予定であります。</p> <p>10) 本公開買付け後の見通し</p> <p>対象者は、平成19年5月11日現在、ジャスダック証券取引所に上場しておりますところ、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数の上限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われるため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式に係る株券は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。仮に上場廃止となった場合には、対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>このような上場廃止の可能性は否定しきれないものの、当社は、平成19年5月11日現在においては、本公開買付けの後に、対象者の株券等の更なる取得を行なうことや対象者株式に係る株券を直ちに上場廃止とすることを特に予定してはおりません。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		81,695		91,387		61,536	
2 加盟店貸勘定	※2	9,220		8,934		11,711	
3 有価証券		28,991		2,000		15,994	
4 商品		1,448		1,459		1,491	
5 未収入金		—		24,647		23,905	
6 繰延税金資産		3,046		3,334		2,696	
7 その他		34,119		20,238		18,476	
8 貸倒引当金		△78		△1,711		△114	
流動資産合計			158,443 38.5		150,289 36.4		135,696 34.9
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 自社有形固定 資産							
1 建物		5,658		8,325		6,501	
2 工具器具備品		2,205		1,529		1,668	
3 土地		4,184		2,579		2,506	
4 その他		1,925		1,915		2,112	
自社有形固定 資産合計		13,973	3.4	14,349	3.5	12,788	3.3
(2) 貸与有形固定 資産							
1 建物		58,923		63,199		61,774	
2 工具器具備品		14,666		13,104		13,815	
3 土地		1,482		3,078		2,201	
4 その他		12,659		12,916		13,155	
貸与有形固定 資産合計		87,732	21.3	92,298	22.4	90,947	23.4
有形固定資産合計		101,705	24.7	106,648	25.9	103,736	26.7
2 無形固定資産		15,940	3.9	16,595	4.0	15,364	3.9

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		8,723		14,243		8,586	
(2) 長期貸付金		22,879		25,082		24,379	
(3) 自社差入保証金		14,954		10,363		14,713	
(4) 貸与差入保証金		73,601		73,130		72,869	
(5) 繰延税金資産		11,044		12,172		11,424	
(6) 再評価に係る 繰延税金資産		3,330		467		467	
(7) その他		5,811		6,126		5,886	
(8) 貸倒引当金		△4,714		△2,350		△4,018	
投資その他の資産合計		135,632	32.9	139,236	33.7	134,310	34.5
固定資産合計		253,278	61.5	262,480	63.6	253,412	65.1
資産合計		411,721	100.0	412,770	100.0	389,109	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		4,180		4,383		3,491	
2 加盟店買掛金	※3	77,638		76,711		60,817	
3 加盟店借勘定	※2	4,184		3,745		2,757	
4 未払金		11,900		11,567		14,421	
5 加盟店未払金	※4	209		194		212	
6 未払法人税等		8,820		9,295		4,285	
7 預り金		48,226		41,197		42,474	
8 賞与引当金		2,480		2,376		2,448	
9 ポイント引当金		504		623		494	
10 その他		3,385		3,255		2,748	
流動負債合計		161,530	39.2	153,350	37.1	134,150	34.5
II 固定負債							
1 退職給付引当金		3,267		3,639		3,472	
2 役員退職慰労 引当金		162		199		190	
3 預り保証金	※5	50,668		47,739		49,319	
4 長期リース資産 減損勘定		126		417		95	
5 その他		—		1,623		1,623	
固定負債合計		54,224	13.2	53,619	13.0	54,701	14.0
負債合計		215,755	52.4	206,970	50.1	188,851	48.5

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年2月28日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金		58,506	14.2	58,506	14.2	58,506	15.1	
2 資本剰余金								
(1) 資本準備金		41,520		41,520		41,520		
(2) その他資本剰余金		741		709		733		
資本剰余金合計		42,261	10.2	42,229	10.2	42,253	10.9	
3 利益剰余金								
(1) 利益準備金		727		727		727		
(2) その他利益剰余金								
別途積立金		50,000		50,000		50,000		
繰越利益剰余金		49,591		55,425		49,792		
利益剰余金合計		100,318	24.4	106,153	25.7	100,519	25.8	
4 自己株式		△847	△0.2	△655	△0.1	△738	△0.2	
株主資本合計		200,239	48.6	206,233	50.0	200,541	51.6	
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券評価 差額金		581	0.2	157	0.1	319	0.1	
2 土地再評価差額金		△4,854	△1.2	△682	△0.2	△682	△0.2	
評価・換算差額等合計		△4,273	△1.0	△525	△0.1	△362	△0.1	
III 新株予約権		—	—	91	0.0	78	0.0	
純資産合計		195,966	47.6	205,799	49.9	200,257	51.5	
負債純資産合計		411,721	100.0	412,770	100.0	389,109	100.0	

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 営業収入			97,434	74.7		101,235	73.4		190,674	74.5
加盟店からの収入の 対象となる加盟店売 上高は次のとおりで あります。										
前中間会計期間			669,931							
当中間会計期間			679,088							
前事業年度			1,312,493							
直営店売上高との合 計額は次のとおりで あります。										
前中間会計期間			702,869							
当中間会計期間			715,814							
前事業年度			1,377,842							
II 売上高	※1	(32,938)	32,938	(100.0) 25.3	(36,726)	36,726	(100.0) 26.6	(65,349)	65,349	(100.0) 25.5
営業総収入合計			130,372	100.0		137,961	100.0		256,023	100.0
III 売上原価	※1	(23,649)	23,649	(71.8)	(26,227)	26,227	(71.4)	(46,998)	46,998	(71.9)
売上総利益	※1	(9,288)		(28.2)	(10,498)		(28.6)	(18,350)		(28.1)
営業総利益			106,723	81.9		111,734	81.0		209,025	81.6
IV 販売費及び 一般管理費			82,996	63.7		86,953	63.0		164,652	64.3
営業利益			23,726	18.2		24,780	18.0		44,373	17.3
V 営業外収益	※2		807	0.6		850	0.6		1,617	0.7
VI 営業外費用	※3		576	0.4		740	0.6		1,463	0.6
経常利益			23,957	18.4		24,891	18.0		44,526	17.4
VII 特別利益	※4		293	0.2		—	—		1,270	0.5
VIII 特別損失	※5 ※7 ※8		3,948	3.0		6,487	4.7		8,834	3.5
税引前中間 (当期) 純利益			20,303	15.6		18,403	13.3		36,963	14.4
法人税、住民税及 び事業税		7,678			8,822			11,733		
法人税等調整額		484	8,163	6.3	△1,273	7,549	5.4	3,496	15,229	5.9
中間(当期) 純利益			12,140	9.3		10,853	7.9		21,733	8.5

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年2月28日 残高（百万円）	58,506	41,520	—	41,520	727	50,000	42,053	92,781	△9,144	183,663
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)							△4,602	△4,602		△4,602
中間純利益							12,140	12,140		12,140
自己株式の取得									△0	△0
新株予約権の行使			△11	△11					29	18
自己株式の処分			753	753					8,267	9,020
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）										
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	741	741	—	—	7,537	7,537	8,297	16,576
平成18年8月31日 残高（百万円）	58,506	41,520	741	42,261	727	50,000	49,591	100,318	△847	200,239

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年2月28日 残高（百万円）	697	△4,854	△4,157	179,505
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△4,602
中間純利益				12,140
自己株式の取得				△0
新株予約権の行使				18
自己株式の処分				9,020
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△115		△115	△115
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△115	—	△115	16,460
平成18年8月31日 残高（百万円）	581	△4,854	△4,273	195,966

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年2月28日 残高（百万円）	58,506	41,520	733	42,253	727	50,000	49,792	100,519	△738	200,541
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当							△5,220	△5,220		△5,220
中間純利益							10,853	10,853		10,853
自己株式の取得									△0	△0
新株予約権の行使			△24	△24					83	59
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）										
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	△24	△24	—	—	5,633	5,633	83	5,692
平成19年8月31日 残高（百万円）	58,506	41,520	709	42,229	727	50,000	55,425	106,153	△655	206,233

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年2月28日 残高（百万円）	319	△682	△362	78	200,257
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△5,220
中間純利益					10,853
自己株式の取得					△0
新株予約権の行使					59
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△162		△162	12	△149
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△162	—	△162	12	5,542
平成19年8月31日 残高（百万円）	157	△682	△525	91	205,799

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年2月28日残高 (百万円)	58,506	41,520	—	41,520	727	50,000	42,053	92,781	△9,144	183,663
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当(注)							△4,602	△4,602		△4,602
剰余金の配当							△5,219	△5,219		△5,219
当期純利益							21,733	21,733		21,733
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			753	753					8,267	9,020
土地再評価差額金 取崩額							△4,172	△4,172		△4,172
新株予約権の行使			△19	△19					139	119
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)										
当事業年度中の変動額 合計(百万円)	—	—	733	733	—	—	7,738	7,738	8,405	16,878
平成19年2月28日残高 (百万円)	58,506	41,520	733	42,253	727	50,000	49,792	100,519	△738	200,541

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年2月28日残高 (百万円)	697	△4,854	△4,157	—	179,505
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△4,602
剰余金の配当					△5,219
当期純利益					21,733
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					9,020
土地再評価差額金 取崩額					△4,172
新株予約権の行使					119
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)	△377	4,172	3,794	78	3,873
当事業年度中の変動額 合計(百万円)	△377	4,172	3,794	78	20,751
平成19年2月28日残高 (百万円)	319	△682	△362	78	200,257

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) 商品 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四による売価還元平均原価法</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) 商品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>(2) 商品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は、建物10～34年、工具器具備品は5～8年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	<p>(3) ポイント引当金 ローソンパス会員に付与したポイントの使用時に備えるため、当中間会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生翌事業年度から費用処理しております。 また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 監査役及び執行役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額の100%を計上しております。</p>	<p>(3) ポイント引当金 ローソンパス会員及びマイローソンポイント会員に付与したポイントの使用に備えるため、当中間会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(3) ポイント引当金 ローソンパス会員及びマイローソンポイント会員に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生翌事業年度から費用処理しております。 また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 監査役及び執行役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5 その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺して流動負債「その他」に含めて計上しております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は195,966百万円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>(有形固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>当中間会計期間より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)の減価償却につきましては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>なお、法人税法の改正により、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ74百万円減少しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は200,179百万円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>なお、本会計基準の適用により当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ78百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)
—————	(中間貸借対照表) 「未収入金」は、前中間会計期間末において流動資産の「その他」 に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間末において資産の 総額の100分の5を超えたため、区分掲記することといたしました。 なお、前中間会計期間末の「その他」に含まれている「未収入 金」の金額は19,484百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 98,960百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 109,247百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 103,556百万円
※2 加盟店貸勘定及び加盟店借勘定は、加 盟店との間に発生した債権債務であり ます。	※2 同左	※2 同左
※3 加盟店買掛金は、加盟店が仕入れた商 品代金の買掛金残高であります。	※3 同左	※3 同左
※4 加盟店未払金は、加盟店が購入した消 耗品等の未払金残高であります。	※4 同左	※4 同左
※5 預り保証金は主に加盟店からのもので あります。	※5 同左	※5 同左
6 偶発債務 次の関連会社について、金融機関から の借入に対し債務保証を行っております。 (保証先) ㈱ローソン・シーエ ス・カード 12,025百万円	6 偶発債務 次の関連会社について、金融機関から の借入に対し債務保証を行っております。 (保証先) ㈱ローソン・シーエ ス・カード 12,350百万円	6 偶発債務 次の関係会社について、金融機関から の借入に対し債務保証を行っております。 (保証先) ㈱ローソン・シーエ ス・カード 11,350百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)				当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)				前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)			
※1	売上高、売上原価、売上総利益は直営店に係るものであります。			※1	同左			※1	同左		
※2	営業外収益の主要項目 受取利息	249	百万円	※2	営業外収益の主要項目 受取利息	385	百万円	※2	営業外収益の主要項目 受取利息	552	百万円
※3	営業外費用の主要項目 店舗解約損	343	百万円	※3	営業外費用の主要項目 店舗解約損	607	百万円	※3	営業外費用の主要項目 店舗解約損	1,143	百万円
※4	特別利益の主要項目 固定資産売却益	292	百万円	※4	特別利益の主要項目			※4	特別利益の主要項目 固定資産売却益	745	百万円
※5	特別損失の主要項目 固定資産除却損 減損損失	2,206 1,569	百万円	※5	特別損失の主要項目 固定資産除却損 減損損失 子会社整理損失	1,964 2,260 1,704	百万円	※5	特別損失の主要項目 固定資産除却損 減損損失 システム入替損失	4,395 1,810 2,202	百万円
6	減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	7,579 2,332	百万円	6	減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	7,868 2,630	百万円	6	減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	16,071 4,835	百万円
	合計	9,912	百万円		合計	10,499	百万円		合計	20,907	百万円
※7	減損損失 当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。			※7	減損損失 当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。			※7	減損損失 当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。		
用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)	用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗	東京都	建物・工具器具備品等	67	店舗	東京都	建物・工具器具備品等	104	店舗	東京都	建物・工具器具備品等	111
	大阪府	〃	265		大阪府	〃	396		大阪府	〃	303
	その他	〃	1,237		その他	〃	1,758		その他	〃	1,396
計	-	-	1,569	計	-	-	2,260	合計	-	-	1,810
※減損損失の種類別内訳 建物 1,104百万円 構築物 228百万円 工具器具備品 209百万円 リース資産 19百万円 その他 8百万円 なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または、使用価値により測定しております。 正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.9%で割り引いて算定しております。				※減損損失の種類別内訳 建物 1,397百万円 構築物 239百万円 工具器具備品 206百万円 リース資産 400百万円 その他 16百万円 なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または、使用価値により測定しております。 正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.8%で割り引いて算定しております。				減損損失の種類別内訳 建物 1,234百万円 構築物 240百万円 工具器具備品 268百万円 リース資産 57百万円 その他 9百万円 なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または、使用価値により測定しております。 正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.9%で割り引いて算定しております。			
※8				※8	子会社整理損失 当社の子会社である株式会社ナチュラルローソンの清算の方針決定に係るものであります。子会社整理損失の内訳は、次のとおりです。 子会社株式評価損 104百万円 貸倒引当金繰入 1,600百万円 (貸付金) 合計 1,704百万円			※8			

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 3月 1日 至 平成18年 8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数 (千株)
普通株式 (注)	2,313	0	2,099	214
合計	2,313	0	2,099	214

(注) 普通株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式数の減少のうち、2,092千株は、自己株式譲渡によるもの、7千株は、ストック・オプションの権利行使によるものです。

当中間会計期間 (自 平成19年 3月 1日 至 平成19年 8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数 (千株)
普通株式 (注)	186	0	21	165
合計	186	0	21	165

(注) 普通株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式数の減少21千株は、ストック・オプションの権利行使によるものです。

前事業年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月28日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式 (注)	2,313	0	2,127	186
合計	2,313	0	2,127	186

(注) 普通株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式数の減少のうち、2,092千株は、自己株式の処分によるもの、35千株は、ストック・オプションの権利行使によるものです。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具備品	11,356	6,763	36	4,556	工具器具備品	11,826	7,955	67	3,803	工具器具備品	11,005	6,947	30	4,026
合計	11,356	6,763	36	4,556	合計	11,826	7,955	67	3,803	合計	11,005	6,947	30	4,026
・加盟店に設置したリース物件に係るもの					・加盟店に設置したリース物件に係るもの					・加盟店に設置したリース物件に係るもの				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具備品	66,788	38,416	144	28,227	工具器具備品	66,971	43,026	495	23,449	工具器具備品	65,162	40,121	203	24,836
合計	66,788	38,416	144	28,227	合計	66,971	43,026	495	23,449	合計	65,162	40,121	203	24,836
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの 1年内 2,083百万円 1年超 2,704百万円 合計 4,788百万円 リース資産減損勘定の残高 31百万円 ・加盟店に設置したリース物件に係るもの 1年内 11,810百万円 1年超 17,170百万円 合計 28,981百万円 リース資産減損勘定の残高 94百万円					(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの 1年内 1,876百万円 1年超 2,139百万円 合計 4,015百万円 リース資産減損勘定の残高 54百万円 ・加盟店に設置したリース物件に係るもの 1年内 10,303百万円 1年超 13,930百万円 合計 24,234百万円 リース資産減損勘定の残高 363百万円					(2) 未経過リース料期末残高相当額等 ・本部及び直営店に設置したリース物件に係るもの 1年内 2,077百万円 1年超 2,141百万円 合計 4,218百万円 リース資産減損勘定の残高 16百万円 ・加盟店に設置したリース物件に係るもの 1年内 11,976百万円 1年超 13,606百万円 合計 25,583百万円 リース資産減損勘定の残高 78百万円				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 7,475百万円 リース資産減損勘定の取崩額 27百万円 減価償却費相当額 7,001百万円 支払利息相当額 457百万円 減損損失 19百万円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 8,029百万円 リース資産減損勘定の取崩額 76百万円 減価償却費相当額 7,489百万円 支払利息相当額 422百万円 減損損失 400百万円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 15,223百万円 リース資産減損勘定の取崩額 82百万円 減価償却費相当額 14,286百万円 支払利息相当額 899百万円 減損損失 57百万円				

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年内 611百万円	1年内 623百万円	1年内 548百万円
1年超 5,321百万円	1年超 996百万円	1年超 861百万円
合計 5,933百万円	合計 1,620百万円	合計 1,410百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年8月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,379	4,941	3,562

当中間会計期間末 (平成19年8月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	3,348	7,190	3,841
関連会社株式	3,952	2,422	△1,530

前事業年度末 (平成19年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,379	3,992	2,613

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり純資産額 1,877円33銭	1株当たり純資産額 1,969円74銭	1株当たり純資産額 1,917円18銭
1株当たり中間純利益 116円86銭	1株当たり中間純利益 103円94銭	1株当たり当期純利益 208円70銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 116円85銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 103円90銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 208円60銭

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(百万円)	12,140	10,853	21,733
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	12,140	10,853	21,733
普通株式の期中平均株式数(千株)	103,881	104,423	104,133
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	11	41	52
(うち新株予約権)(千株)	(11)	(41)	(52)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(新株引受権) 株主総会の特別決議日 平成12年5月26日 (新株予約権) 株主総会の特別決議日 平成14年5月29日 (新株予約権1,188個) 株主総会の特別決議日 平成15年5月27日 (新株予約権442個) 株主総会の特別決議日 平成16年5月28日 (新株予約権990個) 株主総会の特別決議日 平成17年5月27日 (新株予約権1,140個) これらの詳細については、 第4提出会社の状況1株式 等の状況(2)新株予約権等 の状況に記載のとおりで あります。	(新株引受権) 株主総会の特別決議日 平成12年5月26日 なお、平成19年5月25日 で行使期間が終了して おります。 (新株予約権) 株主総会の特別決議日 平成14年5月29日 なお、平成19年5月31 日で行使期間が終了して おります。 株主総会の特別決議日 平成15年5月27日 (新株予約権436個) 株主総会の特別決議日 平成16年5月28日 (新株予約権990個) 株主総会の特別決議日 平成17年5月27日 (新株予約権1,140個) 取締役会の決議日 平成18年10月11日 (新株予約権830個) これらの詳細については、 第4提出会社の状況1株式 等の状況(2)新株予約権等 の状況に記載のとおりで あります。	(新株引受権) 株主総会の特別決議日 平成12年5月26日 (新株予約権) 株主総会の特別決議日 平成16年5月28日 (新株予約権990個) 株主総会の特別決議日 平成17年5月27日 (新株予約権1,140個) これらの詳細については、 第4提出会社の状況1株式 等の状況(2)新株予約権等 の状況に記載のとおりで あります。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	195,966	205,799	200,257
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	91	78
(うち新株予約権)	—	(91)	(78)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	195,966	205,708	200,179
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	104,385	104,434	104,413

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>
<p>当社は平成18年10月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに平成18年5月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を付与いたしました。</p> <p>また、同取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を付与いたしました。</p> <p>この内容の詳細につきましては「第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況]の中の(2) [新株予約権等の状況]」後段に記載しております。</p>	<p>当社は平成19年10月10日開催の取締役会において、資本政策の柔軟性・機動性を確保し、資本効率の向上を図ることを目的に、会社法第165条第2項の規定に基づき、平成19年10月11日から平成20年2月18日までに、当社株式530万株、取得価額の総額210億円を限度として取得できる旨を決議しております。</p>	<p>公開買付けの件</p> <p>当社は、平成19年5月11日開催の取締役会において、株式会社ローソンチケット（コード番号2416 ジャスダック証券取引所、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付けにより取得することを決議いたしました。</p> <p>1) 買付け等の目的及び資本提携解消の内容</p> <p>当社は、対象者の発行済株式のうち、楽天株式会社（以下、「楽天」といいます。）の所有する対象者株式（以下、「楽天所有株式」といいます。）9,800株（対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）約17.8%）に係る株券を買付けることを主たる目的として、本公開買付けを実施いたします。</p> <p>2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程</p> <p>当社は、対象者と楽天との間で平成16年1月5日付け業務提携契約（以下、「本業務提携契約」といいます。）が締結されたことに伴い、楽天との間で同日付けで資本提携契約（以下、「本資本提携契約」といいます。）を締結しました。本資本提携契約上、当社は、本業務提携契約及び本資本提携契約の終了などの一定の事由が発生した場合には、当該事由が発生した日から2ヶ月以内買取権の行使を通知することを条件に、楽天所有株式（9,800株）の全部または一部を買い取る権利を有しております。</p> <p>当社は、このたび、本業務提携契約が平成19年3月13日付けにて解消されたことに伴い、本資本提携契約も、同契約の定めに従い、解消するに至りました。</p> <p>3) 対象者の概要</p> <p>①商号 株式会社ローソンチケット ②事業内容 ローソン店舗に設置されている、マルチメディア端末「Loppi」を通じたチケットの販売。そのチケットに関連したグッズの販売 ③設立年月日 1992年7月23日（1996年11月1日に現商号へ変更） ④本店所在地 東京都渋谷区神南一丁目19番4号 ⑤代表者の役職・氏名 代表取締役社長 野林 定行 ⑥資本金 2,892,575千円 ⑦発行済株式総数 55,000株</p> <p>4) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>
		<p>5) 買付け等の期間 ①届出当初の買付け等の期間 2007年5月14日から2007年6月12日まで(22営業日) ②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付け期間は平成19年6月22日までとなります。</p> <p>6) 買付け等の価格 1株につき140,000円</p> <p>7) 買付予定の株券等の数 ①買付予定数: 9,800株 ②超過予定数: 該当なし</p> <p>8) 買付け等による株券等所有割合の異動 ①買付け等前(平成19年5月14日(公告日)現在)における当社の所有株券等に係る議決権の数及び株券等所有割合 27,920個(株券等所有割合: 50.76%) ②買付け等前における当社の特別関係者の所有株券等に係る議決権の数及び株券等所有割合 2,787個(株券等所有割合: 5.07%) ③買付予定の株券等に係る議決権の数 9,800個 ④買付け等後における株券等所有割合 73.65% ⑤対象者の総株主の議決権の数 55,000個</p> <p>9) 買付代金 1,372,000,000円(予定) 注: 買付代金は、買付予定の株券等の数(9,800株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。応募株券等の総数が買付予定数を超えるときは応募株券等の全部買付け等を行いますので、対象者の平成18年8月31日現在発行済株式の総数(55,000株)から公開買付け者が保有する株式数(27,920株)を除いた27,080株全て買付けた場合の買付代金は3,791,200,000円になります。なお、買付けに要する資金は、自己資金を充当する予定であります。</p> <p>10) 本公開買付け後の見通し 対象者は、平成19年5月11日現在、ジャスダック証券取引所に上場しておりますところ、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数の上限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われるため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式に係る株券は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。仮に上場廃止となった場合には、対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>このような上場廃止の可能性は否定しきれないものの、当社は、平成19年5月11日現在においては、本公開買付けの後に、対象者の株券等の更なる取得を行なうことや対象者株式に係る株券を直ちに上場廃止とすることを特に予定してはおりません。</p>

(2) 【その他】

平成19年10月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ① 中間配当金の総額 | 5,743,875,610円 |
| ② 1株当たり中間配当金 | 55円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成19年11月9日 |

(注) 平成19年8月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第32期) | 自 平成18年3月1日
至 平成19年2月28日 | 平成19年5月28日
関東財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書 | | | 平成19年8月21日
関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）
に基づく臨時報告書であります。 |
| (3) 臨時報告書の訂正報告書 | | | 平成19年9月6日
関東財務局長に提出
上記(2)臨時報告書の訂正報告書であります。 |
| (4) 自己株買付状況報告書 | | | 平成19年11月13日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月16日

株式会社ローソン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松宮 俊彦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社の平成18年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月15日

株式会社ローソン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松宮 俊彦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社の平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月16日

株式会社ローソン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松宮 俊彦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ローソンの平成18年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月15日

株式会社ローソン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松宮 俊彦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ローソンの平成19年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。